

2021(令和3)年度入学者用

教職課程履修の手引

——教育職員免許状・各種資格取得のために——

2016(平成28)年改正法 準拠



青山学院大学教職課程指導室

青山学院大学における教員養成の理念

〔基本理念〕

青山学院の教育理念を基盤に、将来教育職に従事した際、一人一人に与えられる現実の状況・環境に即して、教育専門職としての役割を果たすことのできる教員を養成する。

〔趣旨〕

青山学院大学はメソジスト派のキリスト教信仰に機軸をおく学風の中で、「地の塩、世の光」として真に社会に貢献できる人物の育成を常に探求しており、教員養成については、1891（明治24）年に始まる中等学校英語教員養成での高い実績に加え、戦後は開放制教員養成制度の下で幼稚園・小学校ならびに中学校・高等学校の外国語（英語・フランス語）・国語・社会・地理歴史・公民・数学・理科・情報・工業・商業・宗教の各教科を担当する教員を養成してきた。そのうち多くの卒業生が、それぞれに与えられた教育現場で活躍し、柔軟で温かみのある人柄と真理を追究してやまない知性を基盤に、独自の教師像を探求し続ける伝統を重ねて、今日に至っている。

本学における教員養成においては、このような伝統と実績を培ってきた土壤を、学習・教育の過程の再構築がますます要請される状況に活かし、教員としての可能性を備えた多くの在学する学生が、将来教育職に従事する際に必ず想定される現実の状況・環境・課題に即応して、教育専門職としてその役割を果たすことができるよう育成するものである。

青山学院スクール・モットー

地の塩、世の光

The Salt of the Earth, The Light of the World

（マタイによる福音書 第5章13～16節より）

はじめに

青山学院大学は、1874年創立の青山学院を母体とし、1949（昭和24）年に新制大学として開設されました。以降、伝統を大切にしながら、時代をリードする総合大学としてあるべき姿を求めて、常に変革しています。スクールモットーである「地の塩、世の光」は新約聖書の言葉で、「社会に貢献し、人々を照らし導く」という意思を示しており、現実の社会や文化の状況に照らして真に有為な、地の塩としての人物の育成を目指してきました。

本学の教員養成は、1891（明治24）年に「英語師範科」が設置され、中等学校英語教員養成が開始されました。1949年の大学開設の翌年には文学部教育学科が設置され、小学校教諭、幼稚園教諭の教員養成が行われてきました。現在、学部学科により取得できる免許状に違いはあるものの、教職課程を履修し、教員免許状を取得し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭として活躍する卒業生は、申告された数だけでも7,000人を超えてます。また、本学では、司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員の資格の取得も可能であり、それらの資格を活かして社会に貢献している卒業生も多数います。

この『教職課程履修の手引』には、教育職員免許法に基づく教員免許状取得についての基本的な考え方や必要なことがらが学部、学科ごとに記載されています。また、学校図書館法・図書館法・社会教育法・博物館法に基づく各種資格の取得に関することが、詳しく説明されています。しっかりと目を通し、本学の教職課程や資格課程に込められた意味を考え、具体的な仕組みやカリキュラムを十分に理解して下さい。

意味を考え、具体的な仕組みやカリキュラムを十分に理解してください。理解した上で、本学教員養成課程、資格課程の履修者として与えられた学びをするのではなく、主体的、計画的、意欲的に履修を進めてください。青山学院大学の教職課程指導室は歴史と意欲に培われた理念と学習環境のもとで、教職志願者と資格取得希望者の社会貢献意欲の実現を支援できることを誇りに思います。

2021年4月

教職課程主任 平賀伸夫

目 次

はじめに	
教職課程の履修に関する各年次の主要行事	4
I 本学における教員養成の理念と教員養成制度	9
1. 本学の教員養成理念とその実現	9
2. 教員養成制度の概要	9
3. 教職課程の概要	10
4. 教職課程履修者への要望	12
II 教職課程の履修	15
1. 教職課程履修上の諸注意	15
2. 教職課程の登録申請と関係諸費用	15
3. 「教職課程履修カルテ」の記入	16
4. 「介護等の体験」	16
III 本学で取得可能な教員免許状と必要単位	21
1. 取得可能な免許状の種類と取得に必要な単位	21
(1) 教員養成課程の認定を得ている免許状の種類（学部・学科別）	21
(2) 各免許状の取得に必要な単位数（学部・学科別）	22
2. 幼稚園・小学校教諭の免許状取得のために	23
幼稚園	24
小学校	27
3. 中学校・高等学校教諭の免許状取得のために（各学部・学科別）	30
《教育人間科学部 教育学科》	31
国語〔中学校・高等学校〕	31
社会〔中学校〕	34
地理歴史〔高等学校〕	38
公民〔高等学校〕	41
英語〔中学校・高等学校〕	44
英語〔中学校・高等学校〕	47
《文学部 英米文学科》	47
《文学部 フランス文学科》	50
《文学部 日本文学科》	53
《文学部 史学科》	56
地理歴史〔高等学校〕	59
《理工学部 物理学科》	62
《理工学部 数理サイエンス学科》	66
《理工学部 化学・生命科学科》	70
《理工学部 電気電子工学科》	74
《理工学部 機械創造工学科》	78
《理工学部 情報テクノロジー学科》	82
《社会情報学部 社会情報学科》	85
数学〔中学校・高等学校〕	85
情報報〔高等学校〕	88
IV 教育実習（幼児教育実習・初等教育実習・中等教育実習）	93
1. 履修条件	93
2. 教育実習 I の概要と履修登録	93

3. 教育実習Ⅱの概要と履修登録	93
V 教職実践演習	97
1. 履修条件	97
2. 教職実践演習の概要と履修登録	97
3. 『教職課程履修カルテ』の記入方法	97
VI 教育職員免許状の授与申請	101
1. 授与申請手続について	101
2. 教育職員免許状授与証明書の交付	101
3. 教育職員免許状の再交付	101
VII 資格課程の履修	105
1. 資格課程履修上の諸注意	105
2. 資格課程の登録申請と関係諸費用	105
VIII 本学で取得可能な資格と必要単位	109
1. 司書教諭	110
2. 司書	111
3. 社会教育主事	114
4. 学芸員	117
IX 本学で教職課程・資格課程を学ぶ諸君にあらためて期待すること	123
教員免許状の一例	124
教育委員会および私学協会問い合わせ先	126
学校法人青山学院の園児・児童・生徒・学生、保護者・保証人の方々にかかる個人情報の取扱い	128

- 本書は卒業時まで使います。(再配付はしません。)
 - 教育職員免許法やカリキュラムの改正等があった場合には、毎年年度初頭の教職課程オリエンテーションおよび説明会の際、訂正を配付し本書を使って説明を行います。各自訂正して、履修に支障をきたさないよう注意してください。
- ※理工学部、社会情報学部、地球社会共生学部およびコミュニティ人間科学部については、問合せ先が相模原事務部学務課教職課程担当となっていますので、本書で「教職課程課」と記載されている箇所については、読み替えてください。

教職課程の履修に関する各年次の主要行事

	1 年	2 年
3月末～ 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程オリエンテーション ・各種資格オリエンテーション ・教育職員免許状、各種資格取得希望申請 (毎年申請) ・『教職課程履修カルテ』配付 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程オリエンテーション ・司書教諭、司書、社会教育主事オリエンテーション (青山キャンパス) ・学芸員オリエンテーション (青山キャンパス) ・各種資格オリエンテーション (相撲原キャンパス) ・教育職員免許状、各種資格取得希望申請 (毎年申請)
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・教員採用試験対策講座 (青山キャンパス)
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・学芸員「博物館実習 I」「ミュージアム実習 I」 予備登録
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・介護等体験登録説明会 (青山キャンパス) ・介護等体験登録
12月		
1月		
2月		
3月		

ここには、教職課程の履修者が、各年次に出席・確認・処理等をすべき事項を掲げた。
 説明会、手続等の詳細に関する連絡は、教職課程掲示板または学生ポータルで行うので、各自の責任において確認すること。

	3年	4年
3月末～ 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習・教職実践演習説明会 ・実習校との交渉、内諾 ・「幼児教育実習Ⅰ」 「初等教育実習Ⅰ」 「中等教育実習Ⅰ」 履修登録 ・介護等体験オリエンテーション (年度初頭～6月にかけて数回実施) ※欠席・レポート未提出の場合は体験辞退とみなす ・教育職員免許状、各種資格取得希望申請 (毎年申請) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習・教職実践演習説明会 ・教育実習オリエンテーション (実習事前オリエンテーション) ・「幼児教育実習Ⅱ」 「初等教育実習Ⅱ」 「中等教育実習Ⅱ A・Ⅱ B」 「教職実践演習（幼・小）」 「教職実践演習（中・高）」 履修登録確認(事前登録) ・教育実習関係書類提出（個人校実習） ・教育職員免許状、各種資格取得希望申請 (毎年申請) ・実習前指導（前期実習者） ・公立学校教員採用大学推薦説明会 ・私立学校教員採用説明会 ・図書館情報学実習オリエンテーション
5月	・介護等体験（5月～3月に行う）	・教育実習（5月～11月に行う）
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・教員採用試験対策講座 ・事後指導（前期実習者）
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・実習前指導（後期実習者・青山キャンパス） ・教員採用試験二次試験対策講座 ・公立学校教員採用試験（一次）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・教員採用試験二次試験対策講座 ・公立学校教員採用試験（二次）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼児教育実習Ⅰ」 「初等教育実習Ⅰ」 「中等教育実習Ⅰ」 合否確認 ・「幼児・初等・中等教育実習Ⅱ」、 「教職実践演習（幼・小）・（中・高）」 予備登録説明会、予備登録（教職課程課） ・教員採用試験対策講座（青山キャンパス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教職実践演習」履修 ・実習前指導（後期実習者・相模原キャンパス）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・実習依頼状等の交付（個人校実習） ・実習依頼状等を実習校へ持参（個人校実習） 	・教育職員免許状大学一括申請手続
11月	・教員採用試験対策講座	・事後指導（後期実習者）
12月	・実習校決定第一次発表（指定校実習）	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教員採用試験対策講座（相模原キャンパス） ・教育実習関係書類提出（個人校実習者・指定校実習第一次発表者） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・実習校決定第二次発表（指定校実習） ・教育実習関係書類提出（指定校実習第二次発表者） 	
3月	・「理科実験」実習講座（相模原キャンパス）	<ul style="list-style-type: none"> ・「理科実験」実習講座（相模原キャンパス） ・司書教諭授与申請手続 ・教育職員免許状、各種資格取得判定発表 ・教育職員免許状授与

ここには、教職課程の履修者が、各年次に出席・確認・処理等をすべき事項を掲げた。

説明会、手続等の詳細に関する連絡は、教職課程掲示板または学生ポータルで行うので、各自の責任において確認すること。

I 本学における教員養成の理念と教員養成制度

1. 本学の教員養成理念とその実現	9
2. 教員養成制度の概要 —— 教育職員免許法および同法施行規則 ——	9
3. 教職課程の概要.....	10
4. 教職課程履修者への要望.....	12

I 本学における教員養成の理念と教員養成制度

1. 本学の教員養成理念とその実現

「地の塩、世の光」

本学の教員養成の目的はみなさんが教育職員免許状（以下「免許状」と称する）を取得することでも、教員になることでもありません。みなさんが教育の場の「地の塩、世の光」となることが目的です。「地の塩、世の光」はスクールモットーなのでみなさんは既にお聞きになっていると思いますが、「社会に貢献し、人々を照らし導く」という新約聖書の言葉です。青山学院は創設以来、社会や文化の状況に照らしてスクールモットーにかなう人物の育成を目指してきました。そして教員養成については、1891（明治24）年にはじまる英語教員の養成以来、時代から与えられた現実の状況に即した職務を、信念をもって果たすことのできる教員を輩出してきました。

この伝統は、現在の「青山学院大学における教員養成の理念」（表紙裏に掲載）に継承されているように、第二次大戦後に開設した青山学院大学においても守られ、教員養成の成果は新たな社会的文化的状況においても着実に重ねられて今日に至っています。

教師の資質的側面

地球規模の環境と社会の変化が生じています。わが国でも子どもの生活環境の悪化、社会の分断、格差の拡大、非寛容の増大、人間の商品化、人間関係の希薄化などが起きつつあります。教師には、これまでとは異なる教育課題への対応が求められます。それらに加えて、指導力不足教員、児童生徒の学力低下・学習（環境）不適応・安全確保、保護者の不適切な要求、管理的事務的な作業の増大等々、教育と管理運営に関わる諸問題があらわれています。こうして、教員の職務は質的にも量的にも困難で過大なものになっていると言わざるを得ません。

このような状況に対して、教師の指導技術の向上を求める声が高まっています。しかし、本学は教師の指導力は指導技術的側面と資質的側面の両側面からなるものと考えます。「地の塩、世の光」である教師は一方の側面に偏ってはならないと考えるからです。技術面だけではなく人間的側面の指導力が育つことで、これから日本社会の諸課題に向かいあうことが可能になります。

歴史ある大学の新たな挑戦

本学ではみなさんが、教科書の内容を理解するだけでなく今の子どもと社会、将来の子どもと社会を考える力を育てることを支援します。多様な現場において、みなさんの自己教育力、即ち指導力の向上と研修のための不断の自己努力・適切な自己管理能力を育てることを支援します。教育の現場も教員養成も明らかに新たな、課題の多い局面を迎えていますが、幸い、本学の教員養成の歴史は、卒業生と大学の教職員一人一人の鋭意によって築かれてきた歴史であり、本学入学者に具わった優れた資質を基に、絶えず学生と教職員が高い理念・目標ならびに使命感と共に懐き、その実現に向けて真摯に学び、探究する姿勢によって支えられてきた歴史です。この新たな局面への対応も、本学の伝統である人間性追求の応用に過ぎないといえます。本学の教員養成の特色は、まさに学生や教職員の主体的な人間性、与えられた他者と現実世界に対して開かれ、そこに個人として実践的に関わることのできる人間性を追求するという重厚な伝統が維持されてきたことがあります。

2. 教員養成制度の概要—教育職員免許法および同法施行規則—

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」と称する）の教育職員（以下「教員」と称する）になるには、法令によって定められた免許状を持っていなければなりません。この法令が「教育職員免許法」（以下「免許法」と称する）や「教育職員免許法施行規則」であり、教員

養成制度全体の骨格を規定しています。

以下では、教職課程履修者が最低限理解しておくべき主要な事項を紹介します。よく読んでしっかりと理解してください。

免許状は、①基礎資格（修士・学士等の学位取得等）を満たし、②免許法等が定める基準にもとづいて大学等が文部科学省の認可を得て開設する教職課程を履修し、必要な単位（科目的種類と単位数）を修得したうえで、③都道府県の教育委員会にその授与を申請して、はじめて取得できます。

免許状の種類

免許状は普通免許状、特別免許状、および臨時免許状に分けられますが、ここではみなさんが取得する普通免許状について説明します。免許状は、幼、小、中、高、特別支援の各学校の教諭および養護教諭、栄養教諭ごとに、さらに中、高については各教科ごとに交付されます。またそれぞれが基礎資格（大学院の修士課程もしくは博士前期課程修了・大学の学部卒業・短期大学の学科卒業など）に応じて、専修免許状・1種免許状・2種免許状の3種類に区分されます。したがって免許状は、「小学校教諭1種免許状」「中学校教諭1種免許状 外国語（英語）」などのように交付されることになります。

免許要件科目と単位

免許法には個々の免許状を取得するために必要な要件として、大学等の教員養成機関で修得することが必要な科目の最低総単位数が規定され、免許法施行規則において、それらの科目の内容上の区分、各区分ごとの最低単位数ほかの細目が規定されています。各大学の教職課程は、これらの規定を基準に、科目を開設して文部科学省の認定を受けます。カリキュラム編成・運営方法には大学ごとの教員養成の理念・方針や事情の違いによって、大学間で微妙な差異があります。

免許状の交付

免許状を交付する事務は各都道府県教育委員会の権限で行われます。免許状申請は、大学で取りまとめて申請する方法と、個人的に教育委員会に申請する方法があります。免許状の授与申請については、VI（教育職員免許状の授与申請）を参照してください。

3. 教職課程の概要

免許法には免許状の授与に関して、「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目を修得のうえ、所定の基礎資格を有すること、および免許状の種類に応じて、教科及び教職に関する科目の科目区分ごとに所定の単位を修得することが規定されています。

ここでは本学に關係ある幼・小・中・高に関する規定について、本書のⅢ以下の説明を的確に理解するうえで必要な最小限の部分を抜粋します。

別表第一（第五条関係）

(教育職員免許法より抜粋)

第一欄 免許状の種類	第二欄 所要資格 基礎資格	第三欄 大学において修得することを必要とする最低単位数 教科及び教職に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状 修士の学位を有すること。	75
	1種免許状 学士の学位を有すること。	51
	2種免許状 短期大学士の学位を有すること。	31
小学校教諭	専修免許状 修士の学位を有すること。	83
	1種免許状 学士の学位を有すること。	59
	2種免許状 短期大学士の学位を有すること。	37
中学校教諭	専修免許状 修士の学位を有すること。	83
	1種免許状 学士の学位を有すること。	59
	2種免許状 短期大学士の学位を有すること。	35
高等学校教諭	専修免許状 修士の学位を有すること。	83
	1種免許状 学士の学位を有すること。	59
備考		
1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。		
2 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。		
2の2 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。		
2の3 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。		
4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは1種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の2種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。		
5 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。		
イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの		
ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの		

この表では、免許状は、第一欄で各校種別に、第二欄で基礎資格に応じて専修・1種・2種の3種類に分けられます。そして第三欄でそれぞれを取得するのに必要な教科及び教職に関する科目の最低修得単位数が示されています。

また、教育職員免許法施行規則において、教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目と教育の基礎的理理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目に細分化されます。

教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目とは、その教科を指導するうえで必要な専門知識・教養・指導方法を身に付ける科目です。

これに対し、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法、生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目とは、教科指導・生徒指導・特別活動・道徳教育・その他の教育実践に關係して、教職に從事する者が理解あるいは体得しておくべき教員の職務、教育の理念的・社会的・心理学的課題、教育方法、教材研究の進め方、教育相談、教育実習、および教職課程履修の総括となる科目です。

※免許法等の規定として義務づけられた科目的単位数は、あくまで最低基準の単位数であり、各大学が修得を義務づける単位数はこれらより多いことがあります。将来教員として児童・生徒を指導するために
は、知識や教養のより深く幅広い獲得が必要なことはいうまでもありません。教職課程を履修するみな
さんは、最低基準以上の履修を行い学びを深めることを心がけてください。

4. 教職課程履修者への要望

本学に入學し教職を真剣に目指そうとしているみなさんには、本学の伝統を継承する資質が備わっていることを信じています。教職志望者が時代の要請に応えるために到達しなければならない資質・能力は以前よりも広範なものになっています。教職課程を履修するみなさんには、教えることの意義や、自分が教師になることの意義をつねに問い合わせ続けて、「地の塩、世の光」である教員となる志を遂げてください。

なお、教員になるということは重大な人生の進路決定です。さらに、教育実習等の実習は保護者から大切な子どもを預かっている学校が将来の同僚を育成するために学びの機会を提供するものです。それゆえ、自分の進む道が教員ではないと判断した場合は、教職課程の履修を中止してください。

II 教職課程の履修

1. 教職課程履修上の諸注意	15
2. 教職課程の登録申請と関係諸費用	15
3. 『教職課程履修カルテ』の記入	16
4. 「介護等の体験」	16

II 教職課程の履修

1. 教職課程履修上の諸注意

- ・本学の教職課程は、教職を目指す学生に対して、一人一人に、自立した個人としての自己管理と当事者としての責任を求めます。
- ・本書の教職課程の説明は、本学に新入学し4年間で卒業することを前提に書いてあります。転・編入その他の学生は教職課程課で確認を行ってください。
- ・教職課程の履修を考えている学生は入学後最初の教職課程オリエンテーションを受けた後、本書全体を丁寧に読み、自分に何が求められているかを判断し、必要な自己診断（新入学生か否か）と卒業後に教職につく意思の有無の確認を行い、本書・授業要覧・時間割などの資料をよく読んで、大学卒業に必要な教育課程と自分が修得する教員養成課程の両方について、適切な履修計画を立ててください。

下記は本学において教職課程を履修するうえでの注意事項です。

- (1) 教職課程の履修は、自学科で課程認定を有している免許校種・教科で将来教職に就くことが前提であり、例えば免許状の取得のみを目的とする履修はできません（免許状の取得のみを目的とする場合、教育実習の受入れを断られることや、実習開始後に実習中止処分を受けるなど深刻なトラブルに発展する場合があります。実習中止は、実習校・大学双方に多大な迷惑をかけることになります）。履修者は教員としての適性が常に問われていることを自覚し、受講態度、事務手続き、評価物の作成等も教員の立場から考える訓練をしてください。
- (2) 大学は、免許状が標準修業年限（4年間）で取得できることを保証しません。本学では基本的に各学部学科の教育・研究活動の展開に即したカリキュラム編成に主導権があり、教職課程の履修は、時間割上、教職関係の科目と各学部学科の専門科目とが重なることなどで、卒業と両立しない事態が起こりうることを認識しておいてください。とりわけ複数の免許状の取得を希望したり、履修上のミスで必要単位を不合格にしたりした場合、免許状の取得は困難になります。
- (3) 教育実習や介護等体験に臨む態度に問題があり、学校や施設、指導教員等との間でトラブルをおこして本学に不利益を与えることなく名誉を傷つけた場合、学則に則り処分することがあります。
- (4) 教員養成上の学習効果と教育実習に臨んで必要な指導力や心構えの問題を考慮し、一部の科目について3段階の「履修順序」を設定しています（これは教職課程の履修が最低3カ年を要することを意味します）。履修順序については本書ならびに授業要覧の該当欄で確認してください。
- (5) 外国留学による認定単位は、免許状取得に係る単位としては証明されないので注意してください。
- (6) 本書冒頭の各年次の主要行事で、どの時期に行事や手続きがあるかを確認するとともに、常に教職課程の掲示・学生ポータルに注意してください。毎年、年度初頭に行われる教職課程オリエンテーション・説明会に出席し、指示に従って行動してください。手続きの不備や遅延、呼出しに応じない等の連絡途絶、親・友人等の代行者を立てての抗弁や不服申し立てなど、教員としての資質・適性に疑問を生じさせるような言動については、本人の責任が厳しく問われますので、自覚をもって取組んでください。
- (7) 「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」は2科目4単位を修得しなければ教員免許状取得に必要な単位として証明することが出来ません。

2. 教職課程の登録申請と関係諸費用

教職課程の履修を希望する者は、前期履修登録期間内にWebの履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録してください。なお前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、教職課程の履修を継続する意思がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新していく

ださい。また、申請内容の変更・取消等を希望する場合も、同じ要領で手続きができます。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消は出来ません。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課窓口にて相談してください。

教職課程を履修する者は、授業料等とは別に下記の教職課程関係費用を納付してください。

- (1) 教職課程料…免許状取得の希望を申請する者は、申請した年度ごとに後期学費納付時に教職課程料を納付してください。たとえ教職課程科目の履修登録をしなくとも、免許状取得希望を申請することによって教職課程料が後期学費に加算されるので、各自の責任において免許教科を確認し、熟考の上申請してください。(一旦納付された教職課程料は、いかなる理由があっても返還しない。) なお、4年次で「教育職員免許状取得見込証明書」の発行を希望する者や、大学一括申請による免許状取得を希望する者は、教職課程の登録申請が必要となります。

金額7,000円

- (2) 教育実習費…教育実習を行う学校（園）から指示がある場合、同実習校（園）からの指示に従い教育実習費を納めること。なお詳細は4年次の教育実習・教職実践演習説明会で説明します。幼稚園については、幼児教育実習Ⅱ担当者の指示に従ってください。
- (3) 介護等体験費用…小学校および中学校の教員免許状取得を希望する者は、介護等体験の受け入れ先である社会福祉施設に納付する費用等を、介護等体験登録時に徴収します。

金額13,500円（2020年度参考）

3. 『教職課程履修カルテ』の記入

4年次後期配置の必修科目「教職実践演習」（詳細は本書Vを参照）を受講するための用意として、1年の教職課程オリエンテーションで配付する『教職課程履修カルテ』の記入を1年次から周到に行わなくてはなりません。記入については、各履修者の義務として次の各項に注意してください。

- (1) 記入に当たっては、前提として「教職実践演習」の目的と内容を本書Vを参考にして良く理解し、実際の演習において『教職課程履修カルテ』が活用され、演習の趣旨が積極的に生かされるよう、最善の努力を積み重ねること。
- (2) 『教職課程履修カルテ』は再発行しないので、免許状を取得するまでは、決して紛失しないことは当然として、破損・汚損等のないよう自己管理を徹底すること。
- (3) 『教職課程履修カルテ』の具体的な記入方法・取扱方法については、同冊子に掲載されている説明のほか、各人が受講する「教職実践演習」の担当者の指示に従うこと。

4. 「介護等の体験」〔小学校と中学校の教員免許状取得希望者〕

1998年度以降の入学生ならびに科目等履修生で小学校または中学校の教員免許状の取得を希望する者には、最低7日間（特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間）の「介護等の体験」が義務づけられており、教員免許状申請時に当該体験に関する証明書を添付しないと、教員免許状は取得できません。

介護等体験は、原則として2年次11月（予定）に実施される「介護等体験登録」を済ませ、3年次に実施される「介護等体験オリエンテーション」に出席した者のみが行うことができます。なお、オリエンテーションは複数回の実施が予定されており、全ての回に参加を義務付けています。実施学校および施設・期間等が決定し、体験が許可された者は配付物、掲示等に十分注意して、指示どおりに対応して行動してください。なお、介護等体験に係る費用を介護等体験登録時に徴収します。

体験者には社会福祉施設等が期待することに積極的に対応することが求められます。しかし体験に臨む学生の中に、指定された体験期間について自己都合を理由に変更を試みたり、無断欠席、遅刻、早退、怠惰、執務中の携帯電話使用等で迷惑を与えるなど、受け入れ先の社会福祉施設、特別支援学校などとの間でトラブルを起こし、大学として不名誉な事態が生じています。介護等体験については、諸種の指示への

対応が悪い学生には体験の辞退を求めることがあります、また、学生が正当な理由なく辞退した場合、期間変更等を施設と交渉して破談となった場合等においては、原則として次年度以降の再登録は認めません。

なお、進路変更などで4年次の実施を希望する学生が増えていますが、教育実習との期間調整は現実には極めて難しく、この場合、当該年度内には体験が実施できないことがあるので注意してください。

介護等体験に際して、社会福祉施設および特別支援学校等から「個人調書」および「健康診断書」等の提出が義務付けられます。提出を怠ると介護等体験ができない場合があるので注意してください。

なお、法令上で「介護等の体験」が免除される場合が規定されているので、下記のいずれかに該当する場合には、2年次11月（予定）に実施される「介護等体験登録」時に、当該証明書を持参の上、申し出てください。

[次の免許を受けている者]

保健師 助産師 看護師 准看護師 特別支援学校の教員 理学療法士 作業療法士 痛肢装具士
[次の資格を有する者]

社会福祉士 介護福祉士

[身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者]

III 本学で取得可能な教員免許状と必要単位

1. 取得可能な免許状の種類と取得に必要な単位 21
2. 幼稚園・小学校教諭の免許状取得のために 23
3. 中学校・高等学校教諭の免許状取得のために
(各学部・学科別) 30

1. 取得可能な免許状の種類と取得に必要な単位

(1) 教員養成課程の認定を得ている免許状の種類（学部・学科別）

本学が認定を得ている教員養成課程は次のとおりである。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類
文 学 部	英 米 文 学 科	中学校教諭1種免許状（英語） 高等学校教諭1種免許状（英語）
	フ ラ ン ス 文 学 科	中学校教諭1種免許状（フランス語） 高等学校教諭1種免許状（フランス語）
	日 本 文 学 科	中学校教諭1種免許状（国語） 高等学校教諭1種免許状（国語）
	史 学 科	中学校教諭1種免許状（社会） 高等学校教諭1種免許状（地理歴史）
教育人間科学部	教 育 学 科	幼稚園教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状（国語・社会・英語） 高等学校教諭1種免許状（国語・地理歴史・公民・英語）
理 工 学 部	物 理 科 学 科	中学校教諭1種免許状（理科） 高等学校教諭1種免許状（理科）
	数理サイエンス学科	中学校教諭1種免許状（数学） 高等学校教諭1種免許状（数学）
	化学・生命科学科	中学校教諭1種免許状（理科） 高等学校教諭1種免許状（理科）
	電 气 電 子 工 学 科	高等学校教諭1種免許状（工業）
	機 械 創 造 工 学 科	高等学校教諭1種免許状（工業）
	情報テクノロジー学科	高等学校教諭1種免許状（情報）
社会情報学部	社会情報学科	中学校教諭1種免許状（数学） 高等学校教諭1種免許状（数学・情報）

(2) 各免許状の取得に必要な単位数（学部・学科別）

各免許状を取得するのに必要な単位数は、本学の場合、次のとおりである。

なお、下表の単位とは別に「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」に関する科目の単位を修得しなければならない。

各学部学科ごとに取得可能な免許状の種類・本学における免許状取得に必要な最低単位数

学 部	学 科	免許教科	免許状の種類	本学で修得すべき教科及び教職に関する科目の最低必要単位数
文 学 部	英米文学科	英 語	中学校教諭 1種免許状	65
			高等学校教諭 1種免許状	61
	フランス文学科	フランス語	中学校教諭 1種免許状	59
			高等学校教諭 1種免許状	59
	日本文学科	国 語	中学校教諭 1種免許状	65
			高等学校教諭 1種免許状	59
教育人間科学 部	教育学科	社会	中学校教諭 1種免許状	59
			高等学校教諭 1種免許状	59
		国 語	幼稚園教諭 1種免許状	51
			小学校教諭 1種免許状	69
		地理歴史	中学校教諭 1種免許状	59
			高等学校教諭 1種免許状	59
		公 民	中学校教諭 1種免許状	59
			高等学校教諭 1種免許状	59
理 工 学 部	物理科学科	理 科	中学校教諭 1種免許状	67
			高等学校教諭 1種免許状	63
	数理サイエンス学科	数 学	中学校教諭 1種免許状	65
			高等学校教諭 1種免許状	61
	化学・生命科学	理 科	中学校教諭 1種免許状	65
			高等学校教諭 1種免許状	61
	電気電子工学	工 業	高等学校教諭 1種免許状	63
社会情報部	機械創造工学	工 業	高等学校教諭 1種免許状	61
			高等学校教諭 1種免許状	61
	情報テクノロジー学	情 報	高等学校教諭 1種免許状	61
社会情報部	社会情報学科	数 学	中学校教諭 1種免許状	65
			高等学校教諭 1種免許状	61
		情 報	高等学校教諭 1種免許状	59

2. 幼稚園・小学校教諭の免許状取得のために

次ページ以下は、幼稚園および小学校教諭免許状取得に必要な単位、科目の履修について説明する。

A「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目、B「教科及び教職に関する科目」、C「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」については、それぞれの免許にそった表の中から最低必要単位数が充足するよう履修登録を行うこと。本冊子では、科目の配置年次については履修が可能な最初の年次を記載する。配置年次の詳細については各学部の『授業要覧』にて確認すること。

教職課程の履修に関する連絡は、毎年度初頭の教育実習・教職実践演習説明会、教職課程オリエンテーションおよび掲示によって行うので、必ず自分で出席、確認等を行うこと。

《教育人間科学部 教育学科》

幼稚園

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「領域及び保育内容の指導法に関する科目」参照				24
第三欄	教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育思想概説	教育学科学科科目	2	1	2
			幼児教育原理A	教育学科学科科目	2	1	
			幼児教育原理B	教育学科学科科目	2	1	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（初等）	教育学科学科科目	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度概説	教育学科学科科目	2	1	12
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学概説	教育学科学科科目	2	1	

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（初等） 保育方法研究A 保育方法研究B	教育学学科科目 教育学学科科目 教育学学科科目	2 2 2	2 2 2		
		幼児理解の理論及び方法	臨床保育学A 臨床保育学B	教育学学科科目 教育学学科科目	2 2	2 2	4 4	8
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（初等）	教育学学科科目	2	3	2	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	幼児教育実習Ⅰ ^{*1} 幼児教育実習Ⅱ ^{*2}	教職課程科目 教職課程科目	1 4	3 4	1 4	5
		教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	教職課程科目	2	4	2	2
		-	-	-				
第六欄	大学が独自に設定する科目	-	-	-				
「教科及び教職に関する科目」合計							51	

*1 小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「初等教育実習Ⅰ」をもってあてることができる。なお、「幼児教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅰ」は、いずれか一方しか履修できない。

*2 小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「初等教育実習Ⅱ」をもってあてることができる。なお、「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」は、いずれか一方しか履修できない。

C 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
領域に関する専門的事項	国語	初等国語概説	教育学学科科目	2	1
	算数	算数概説A 算数概説B	教育学学科科目 教育学学科科目	2 2	1 1
	生活	生活科概説	教育学学科科目	2	2
	音楽	①音楽概説（理論） ①音楽概説（器楽A） ①音楽概説（器楽B） ①音楽概説（声楽）	教育学学科科目 教育学学科科目 教育学学科科目 教育学学科科目	2 2 2 2	1 2 2 2
	図画工作	②図画工作概説（美術） ②図画工作概説（造形） ②図画工作概説（理論）	教育学学科科目 教育学学科科目 教育学学科科目	2 2 2	2 2 1
	体育	③体育概説（理論） ③体育概説（運動）	教育学学科科目 教育学学科科目	2 2	1 2
	健康	保育内容教育法（健康）	教育学学科科目	2	3
	人間関係	保育内容教育法（人間関係）	教育学学科科目	2	3
	環境	保育内容教育法（環境）	教育学学科科目	2	3
	言葉	保育内容教育法（ことば）	教育学学科科目	2	3
	表現	保育内容教育法（表現A） 保育内容教育法（表現B）	教育学学科科目 教育学学科科目	2 2	3 2
「領域及び保育内容の指導法に関する科目」合計					24

・①②③はそれぞれ1科目以上選択必修。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階		第3段階
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)		(4年次配置科目)
教育思想概説 教育制度概説 教育心理学概説	教職論（初等）	保育内容教育法を 3教科以上	幼児教育実習Ⅰ	幼児教育実習Ⅱ 教職実践演習（幼・小）

《教育人間科学部 教育学科》

小 学 校

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第二欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C 「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				40
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育思想概説	教育学科学科科目	2	1	
			初等教育原理A	教育学科学科科目	2	1	2
			初等教育原理B	教育学科学科科目	2	1	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（初等）	教育学科学科科目	2	2	2
第三欄	教育の基礎的理 解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度概説	教育学科学科科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学概説	教育学科学科科目	2	1	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（初等）	教育学科学科科目	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（初等）	教育学科学科科目	2	2	2

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（初等）	教育学学科科目	2	3	2	10
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（初等）	教育学学科科目	2	3	2	
		特別活動の指導法						
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（初等）	教育学学科科目	2	2	2	
		生徒指導の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（初等）	教育学学科科目	2	3	2	5
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（初等）	教育学学科科目	2	3	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目	教育実習	初等教育実習 I *1	教職課程科目	1	3	1	2
			初等教育実習 II *2	教職課程科目	4	4	4	
		教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	教職課程科目	2	4	2	
「教科及び教職に関する科目」合計							69	

*1 幼稚園教諭免許状を同時に取得する場合には「幼稚教育実習I」をもってあてることができる。なお、「幼稚教育実習I」「初等教育実習I」は、いずれか一方しか履修できない。

*2 幼稚園教諭免許状を同時に取得する場合には「幼稚教育実習II」をもってあてることができる。なお、「幼稚教育実習II」「初等教育実習II」は、いずれか一方しか履修できない。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む）	初等国語概説	教育学学科科目	2	1
	社会	社会科概説	教育学学科科目	2	2
	算数	算数概説A	教育学学科科目	2	1
		算数概説B	教育学学科科目	2	1
	理科	理科概説A	教育学学科科目	2	1
		理科概説B	教育学学科科目	2	1
	生活	生活科概説	教育学学科科目	2	2
	音楽	①音楽概説（理論）	教育学学科科目	2	1
		①音楽概説（器楽A）	教育学学科科目	2	2
		①音楽概説（器楽B）	教育学学科科目	2	2
		①音楽概説（声楽）	教育学学科科目	2	2
	図画工作	②図画工作概説（美術）	教育学学科科目	2	2
		②図画工作概説（造形）	教育学学科科目	2	2
		②図画工作概説（理論）	教育学学科科目	2	1
	家庭	⑧家庭科概説（被服）	教育学学科科目	2	2
		⑧家庭科概説（食物）	教育学学科科目	2	2
	体育	⑨体育概説（理論）	教育学学科科目	2	1
		⑨体育概説（運動）	教育学学科科目	2	2
	外国語	初等英語概説	教育学学科科目	2	2

各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む）	初等教科教育法（国語科）	教育学学科科目	2	3	2	20
	社会	初等教科教育法（社会科）	教育学学科科目	2	3	2	
	算数	初等教科教育法（算数科）	教育学学科科目	2	3	2	
	理科	初等教科教育法（理科）	教育学学科科目	2	3	2	
	生活	初等教科教育法（生活科）	教育学学科科目	2	3	2	
	音楽	初等教科教育法（音楽科）	教育学学科科目	2	3	2	
	図画工作	初等教科教育法（図画工作科）	教育学学科科目	2	3	2	
	家庭	初等教科教育法（家庭科）	教育学学科科目	2	3	2	
	体育	初等教科教育法（体育科）	教育学学科科目	2	3	2	
	外国語	初等教科教育法（英語科）	教育学学科科目	2	3	2	
「教科及び教科の指導法に関する科目」 合計							40

・①②③はそれぞれ1科目以上選択必修。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階		第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる		第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)		(4年次配置科目)
教育思想概説 教育制度概説 教育心理学概説	教職論（初等）	初等教科教育法を4教科以上	初等教育実習Ⅰ	初等教育実習Ⅱ 教職実践演習（幼・小）

3. 中学校・高等学校教諭の免許状取得のために（各学部・学科別）

次ページ以下は、中学校および高等学校教諭免許状の取得に必要な単位、科目の履修について説明する。

A「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目、B「教科及び教職に関する科目」、C「教科及び教科の指導法に関する科目」については、それぞれの免許にそった表の中から最低必要単位数が充足するよう履修登録を行うこと。本冊子では、科目の配置年次については履修が可能な最初の年次を記載する。配置年次の詳細については各学部の『授業要覧』にて確認すること。

本学は、教育実習校の確保が難しい「フランス語」の教職課程履修者には、特例としてフランス語の免許状取得を条件に、教育学科が得ている英語の免許状に係る教職課程の履修を認めている。詳細は文学部フランス文学科のページ(p.50)にて確認すること。(なお、この場合の英語の免許状については、大学一括申請ではなく、卒業後に各人が教育委員会に個人申請することとする。個人申請の方法については教職課程課にて確認を行うこと。)

教職課程の履修に関する連絡は、毎年度初頭の教職課程オリエンテーション、教育実習・教職実践演習説明会および掲示によって行うので、必ず自分で出席、確認等を行うこと。

《教育人間科学部 教育学科》

国 語 [中学校・高等学校]

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

※教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数			
							中学校 高等学校			
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				30 34			
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）								
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A	教職課程科目	2	1	2 2			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2 2			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理B	教職課程科目	2	1	2 2			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2 2			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2 2			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2 2			

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3	2	
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		特別活動の指導法						
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		生徒指導の理論及び方法						
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実践に関する科目		中等教育実習 I	教職課程科目	1	3		
		教育実習	中等教育実習 II A	教職課程科目	2	4	5	3 ^{※1}
			中等教育実習 II B	教職課程科目	2	4		
第六欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2	2
					※ 2			
「教科及び教職に関する科目」合計							59	59

※ 1 高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習 I」（1単位）および「中等教育実習 II B」（2単位）を必修とする。

※ 2 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
				中学校	高等学校	
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	中等国語概説	教育学科学科科目	2	1	2
	国文学（国文学史を含む。）	国文学 A	教育学科学科科目	2	1	
		国文学 B	教育学科学科科目	2	1	
		国文学史 A	教育学科学科科目	2	1	
		国文学史 B	教育学科学科科目	2	1	
		国文学特論 A	教育学科学科科目	2	2	
		国文学特論 B	教育学科学科科目	2	2	
		国文学特論 C	教育学科学科科目	2	2	
		国文学特論 D	教育学科学科科目	2	2	
		国文学特論 E	教育学科学科科目	2	2	
		国文学特論 F	教育学科学科科目	2	2	
		日本文学特講 I [1]～[6]	日本文学科学科科目	2	2	
		日本文学特講 II [1]～[6]	日本文学科学科科目	2	2	
	漢文学	漢文学 A	教育学科学科科目	2	2	4
		漢文学 B	教育学科学科科目	2	2	4
	書道（書写を中心とする。）	書道 A	教育学科学科科目	2	2	
		書道 B	教育学科学科科目	2	2	

各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語科教育法 A	教職課程科目	2	3	2	2
	国語科教育法 B	教職課程科目	2	3	2	2
	国語科教材論 A	教職課程科目	2	3	2	2
	国語科教材論 B	教職課程科目	2	3	2	2
教科に関する専門的事項より選択 (高等学校1種免許状に「書道A」、「書道B」の単位は算入されないので注意すること)					4	12
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					30	34

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理（中等）	教職論（中等）	中等教育実習 I $\left(\text{国語科教育法 A}\right)$ 又は $\left(\text{国語科教材論 A}\right)$ $\left(\text{国語科教育法 B}\right)$	中等教育実習 II A 中等教育実習 II B 教職実践演習（中・高）

《教育人間科学部 教育学科》

社会〔中学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目的履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C 「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				30
第三欄	教育の基礎的理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教 職 論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教 育 心 理（中等）	教職課程科目	2	1	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2

		道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	道徳教育指導法（中等） 特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目 教職課程科目	2 2	3 3	2 2
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育方法論（中等） 生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目 教職課程科目	2 2	3 3	2 2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育実習Ⅰ 中等教育実習ⅡA 中等教育実習ⅡB	教職課程科目 教職課程科目 教職課程科目	1 2 2	3 4 4	5
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2
第六欄	大学が独自に設定する科目	-	-	-	-	-	/
「教科及び教職に関する科目」合計							59

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	日本史A	教育学科学科科目	2	1	6
	外国史（東洋史）	教育学科学科科目	2	1	
	外国史（西洋史）	教育学科学科科目	2	1	
	日本史B	教育学科学科科目	2	1	
	日本教育史I	教育学科学科科目	2	1	
	日本教育史II	教育学科学科科目	2	1	
	西洋教育史I	教育学科学科科目	2	2	
	西洋教育史II	教育学科学科科目	2	2	
	西洋教育史III	教育学科学科科目	2	2	
	日本史特講(1)～(6)	史学科学科科目	2	2	
	東洋史特講(1)～(6)	史学科学科科目	2	2	
	西洋史特講(1)～(6)	史学科学科科目	2	2	

教科に関する専門的事項	地理学（地誌を含む。）	人文地理学 A	教育学学科科目	2	2	6
		地誌学概論 A	教育学学科科目	2	2	
		自然地理学 A	教育学学科科目	2	2	
		人文地理学 B	教育学学科科目	2	2	
		地誌学概論 B	教育学学科科目	2	2	
		自然地理学 B	教育学学科科目	2	2	
		地理情報分析法 A	教育学学科科目	2	2	
		地理情報分析法 B	教育学学科科目	2	2	
		気象学 A	教育学学科科目	2	2	
		気象学 B	教育学学科科目	2	2	
	「法律学、政治学」	①法律学概説 A	教育学学科科目	2	2	2
		①法律学概説 B	教育学学科科目	2	2	
		②政治学概説 A	教育学学科科目	2	2	
		②政治学概説 B	教育学学科科目	2	2	
	「社会学、経済学」	④社会学概説	教育学学科科目	2	2	2
		④経済学総論 A	教育学学科科目	2	2	
		④経済学総論 B	教育学学科科目	2	2	
		教育社会学総論	教育学学科科目	2	1	
		青年文化論	教育学学科科目	2	2	
	「哲学、倫理学、宗教学」	⑤教育哲学 A	教育学学科科目	2	2	2
		⑤教育哲学 B	教育学学科科目	2	2	
		⑥宗教教育学	教育学学科科目	2	2	
		⑥宗教学 A	教育学学科科目	2	2	
		⑥宗教学 B	教育学学科科目	2	2	
		⑦哲学 A	青山スタンダード科目	2	2	
		⑦哲学 B	青山スタンダード科目	2	2	
		⑧倫理学 A	青山スタンダード科目	2	2	
		⑧倫理学 B	青山スタンダード科目	2	2	
		宗教と社会	教育学学科科目	2	3	
		哲学史 A	教育学学科科目	2	2	
		哲学史 B	教育学学科科目	2	2	
		キリスト教概論 I	青山スタンダード科目	2	1	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	社会科教育法 A	教職課程科目	2	3	2	
	社会科教育法 B	教職課程科目	2	3	2	
	社会科教材論 A	教職課程科目	2	3	2	
	社会科教材論 B	教職課程科目	2	3	2	
教科に関する専門的事項より選択						4
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計						30

・①②はそれぞれ1科目以上選択必修。

・③は選択必修。修得方法は下記のいずれかによる。

○「社会学概説」の1科目2単位の修得。

○「経済学総論A」および「経済学総論B」の2科目4単位の修得。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理 (中等)	教職論 (中等)	中等教育実習 I $\left(\begin{array}{l} \text{社会科教育法 A} \\ \text{社会科教育法 B} \end{array} \right)$ 又は $\left(\begin{array}{l} \text{社会科教材論 A} \\ \text{社会科教材論 B} \end{array} \right)$	中等教育実習 II A 中等教育実習 II B 教職実践演習 (中・高)

《教育人間科学部 教育学科》

地理歴史〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C 「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				34
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教 職 論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教 育 心 理（中等）	教職課程科目	2	1	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2
		生徒指導の理論及び方法					
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2
第五欄	教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2
			中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	
			中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4	3
		教育実習	中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4	
第六欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2
			※				
「教科及び教職に関する科目」合計						59	

* 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	日本史 A	教育学科学科科目	2	1	
	日本史 B	教育学科学科科目	2	1	
	日本教育史 I	教育学科学科科目	2	1	2
	日本教育史 II	教育学科学科科目	2	1	
	日本史特講(1)～(6)	史学科学科科目	2	2	
	外国史(東洋史)	教育学科学科科目	2	1	4
	外国史(西洋史)	教育学科学科科目	2	1	
	西洋教育史 I	教育学科学科科目	2	2	
	西洋教育史 II	教育学科学科科目	2	2	
	西洋教育史 III	教育学科学科科目	2	2	
	東洋史特講(1)～(6)	史学科学科科目	2	2	
	西洋史特講(1)～(6)	史学科学科科目	2	2	
人文地理学・自然地理学	人文地理学 A	教育学科学科科目	2	2	
	自然地理学 A	教育学科学科科目	2	2	
	人文地理学 B	教育学科学科科目	2	2	
	自然地理学 B	教育学科学科科目	2	2	4
	地理情報分析法 A	教育学科学科科目	2	2	
	地理情報分析法 B	教育学科学科科目	2	2	
	気象学 A	教育学科学科科目	2	2	
	気象学 B	教育学科学科科目	2	2	

	地誌	地 誌 学 概 論 A 地 誌 学 概 論 B	教育学学科科目 教育学学科科目	2 2	2 2	2
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		地 理 歷 史 科 教 育 法 地 球 歷 史 科 教 材 論	教職課程科目 教職課程科目	2 2	3 3	4
教科に関する専門的事項より選択						18
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計						34

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理 (中等)	教職論 (中等)	中等教育実習 I 地理歴史科教育法 又は 地理歴史科教材論	中等教育実習 II B 教職実践演習 (中・高)

・「中等教育実習 II A」は高等学校1種免許状取得においては選択科目であるが、第3段階に該当する科目であるため、第2段階に合格した場合のみ履修できる。

《教育人間科学部 教育学科》

公 民 [高等学校]

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				34
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A	教職課程科目	2	1	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理B	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動・総合的な学習の時間(中等)	教職課程科目	2	3	2
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論(中等)	教職課程科目	2	3	2
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(中等)	教職課程科目	2	3	2
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	3
			中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4	
			中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4	
第六欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2
			※				/
「教科及び教職に関する科目」合計						59	

※ 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法(中等)」(2単位)が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	④法律学概説A ④法律学概説B ④政治学概説A ④政治学概説B	教育学学科科目	2	2	2
	⑩社会学概説	教育学学科科目	2	2	
	⑪経済学総論A ⑪経済学総論B	教育学学科科目	2	2	
	教育社会学総論	教育学学科科目	2	1	
	青年文化論	教育学学科科目	2	2	2
	⑫教育哲学A ⑫教育哲学B	教育学学科科目	2	2	
	⑫宗教教育学	教育学学科科目	2	2	
	⑫宗教学A ⑫宗教学B	教育学学科科目	2	2	
	⑫哲学A ⑫哲学B	青山スタンダード科目	2	2	
	⑫倫理学A ⑫倫理学B	青山スタンダード科目	2	2	
	宗教と社会 哲学史A 哲学史B キリスト教概論I	教育学学科科目 教育学学科科目 教育学学科科目 青山スタンダード科目	2 2 2 2	3 2 2 1	

各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	公民科教育法 公民科教材論	教職課程科目 教職課程科目	2	3	4
教科に関する専門的事項より選択					24
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					34

- ・①②はそれぞれ1科目以上選択必修。
- ・③は選択必修。修得方法は下記のいずれかによる。
 - 「社会学概説」の1科目2単位の修得。
 - 「経済学総論A」および「経済学総論B」の2科目4単位の修得。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる (3年次配置科目)	第2段階に合格した場合のみ履修できる (4年次配置科目)
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	第1段階に合格した場合のみ履修できる (3年次配置科目)	第2段階に合格した場合のみ履修できる (4年次配置科目)
教育原理A 教育原理B 教育心理（中等）	教職論（中等）	中等教育実習I 公民科教育法 又は 公民科教材論	中等教育実習II B 教職実践演習（中・高）

- ・「中等教育実習II A」は高等学校1種免許状取得においては選択科目であるが、第3段階に該当する科目であるため、第2段階に合格した場合のみ履修できる。

《教育人間科学部 教育学科》

英 語 [中学校・高等学校]

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第 一 欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
							中学校	高等学校
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C 「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				30	34
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2

		道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3	2	
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		特別活動の指導法						
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		生徒指導の理論及び方法						
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3		
			中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4	5	3 ^{※1}
			中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2	2
			※2					
		「教科及び教職に関する科目」 合計						59
								59

※1 高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習ⅡB」（2単位）を必修とする。

※2 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
教科に関する専門的事項	英語学	英語概説A	教育学科学科科目	2	1	
		英語概説B	教育学科学科科目	2	1	2
		英語音声学（講義）	教育学科学科科目	2	2	
		英語音声学（演習）	教育学科学科科目	2	2	
	英語文学	英文学A	教育学科学科科目	2	2	
		英文学B	教育学科学科科目	2	2	2
		英國文学史A	教育学科学科科目	2	3	
		英國文学史B	教育学科学科科目	2	3	
	英語コミュニケーション	Advanced Academic Writing A	教育学科学科科目	1	2	
		Advanced Academic Writing B	教育学科学科科目	1	2	
		Advanced Global Communication	教育学科学科科目	2	2	
		Oral English IA	教育人間科学部外国語科目	1	1	
		Oral English IB	教育人間科学部外国語科目	1	1	4
		Oral English II A	教育人間科学部外国語科目	1	2	
		Oral English II B	教育人間科学部外国語科目	1	2	
		Academic Writing A	教育人間科学部外国語科目	1	2	
		Academic Writing B	教育人間科学部外国語科目	1	2	

異文化理解	①グローバル文化論 A	教育学学科科目	2	2	2	2	
	①グローバル文化論 C	教育学学科科目	2	2			
	① { イギリス事情 I }	英米文学学科科目	2	3			
	① { イギリス事情 II }	英米文学学科科目	2	3			
	① { アメリカ事情 I }	英米文学学科科目	2	3			
	① { アメリカ事情 II }	英米文学学科科目	2	3			
	グローバル文化論 B	教育学学科科目	2	2			
	グローバル文化論 D	教育学学科科目	2	2			
	イギリス文化概論 I	英米文学学科科目	2	1			
	イギリス文化概論 II	英米文学学科科目	2	1			
	アメリカ文化概論 I	英米文学学科科目	2	1			
	アメリカ文化概論 II	英米文学学科科目	2	1			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		英語科教育法 A	教職課程科目	2	3	2	2
		英語科教育法 B	教職課程科目	2	3	2	2
		英語科教育法特論 A	教職課程科目	2	3	2	2
		英語科教育法特論 B	教職課程科目	2	3	2	2
教科に関する専門的事項より選択						12	16
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計						30	34

④は選択必修。修得方法は下記①②③のいずれかによる。

① 「グローバル文化論 A」「グローバル文化論 C」のうち、いずれか1科目2単位の修得。

② 「イギリス事情 I」および「イギリス事情 II」の2科目4単位の修得。

③ 「アメリカ事情 I」および「アメリカ事情 II」の2科目4単位の修得。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
教育原理 A 教育原理 B 教育心理（中等）	教職論（中等）	中等教育実習 I 〔英語科教育法 A〕又は〔英語科教育法 B〕	中等教育実習 II A 中等教育実習 II B 教職実践演習（中・高）

《文学部 英米文学科》

英 語 [中学校・高等学校]

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	Integrated English I	英米文学科学科科目	4	1	4 (選択必修)	
	Integrated English II	英米文学科学科科目	4	1		
	Integrated English III	英米文学科学科科目	4	1		
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2	

※教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
							中学校	高等学校
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				36	36
第三欄	教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		特別活動の指導法						
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		生徒指導の理論及び方法						
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実践に関する科目		中等教育実習 I	教職課程科目	1	3		
		教育実習	中等教育実習 II A	教職課程科目	2	4	5	3 ^{*1}
			中等教育実習 II B	教職課程科目	2	4		
第六欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2	2
「教科及び教職に関する科目」合計							65	61

*1 高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習I」（1単位）および「中等教育実習II B」（2単位）を必修とする。

*2 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
教科に関する専門的事項	英語学	英語音声学（講義）	英米文学科学科科目	2	1	8
		英語音声学（演習）	英米文学科学科科目	2	1	
		① { 英語学概論 I	英米文学科学科科目	2	1	
		英語学概論 II	英米文学科学科科目	2	1	
		④ { 英語史 I	英米文学科学科科目	2	1	
		英語史 II	英米文学科学科科目	2	1	
		英語コーパス研究方法論 I	英米文学科学科科目	2	2	
	英語文学	英語コーパス研究方法論 II	英米文学科学科科目	2	2	
		イギリス文学史 I	英米文学科学科科目	2	1	12
		イギリス文学史 II	英米文学科学科科目	2	1	
	英語文学	アメリカ文学史 I	英米文学科学科科目	2	1	
		アメリカ文学史 II	英米文学科学科科目	2	1	
		② { イギリス文学概論 I	英米文学科学科科目	2	1	
		イギリス文学概論 II	英米文学科学科科目	2	1	
		③ { アメリカ文学概論 I	英米文学科学科科目	2	1	
		アメリカ文学概論 II	英米文学科学科科目	2	1	

英語コミュニケーション		Academic Writing	英米文学学科科目	1	2	2	2
		Academic Skills	英米文学学科科目	1	2		
		コミュニケーション概論Ⅰ	英米文学学科科目	2	1		
		コミュニケーション概論Ⅱ	英米文学学科科目	2	1		
		スピーチコミュニケーションⅡ(1)~(6)	英米文学学科科目	2	2		
		通訳Ⅰ(1)~(2)	英米文学学科科目	2	3		
異文化理解	(A) {イギリス事情Ⅰ イギリス事情Ⅱ}	英米文学学科科目	2	3	4	4	
		英米文学学科科目	2	3			
	(B) {アメリカ事情Ⅰ アメリカ事情Ⅱ}	英米文学学科科目	2	3			
		英米文学学科科目	2	3			
	異文化間コミュニケーション概論Ⅰ	英米文学学科科目	2	1			
	異文化間コミュニケーション概論Ⅱ	英米文学学科科目	2	1			
	イギリス文化概論Ⅰ	英米文学学科科目	2	1			
	イギリス文化概論Ⅱ	英米文学学科科目	2	1			
	アメリカ文化概論Ⅰ	英米文学学科科目	2	1			
	アメリカ文化概論Ⅱ	英米文学学科科目	2	1			
	グローバル文学・文化概論Ⅰ	英米文学学科科目	2	1			
	グローバル文学・文化概論Ⅱ	英米文学学科科目	2	1			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	英語科教育法A	英米文学学科科目	2	3	2	2	
	英語科教育法B	英米文学学科科目	2	3	2	2	
	英語科教育法特論A	英米文学学科科目	2	3	2	2	
	英語科教育法特論B	英米文学学科科目	2	3	2	2	
教科に関する専門的事項より選択						2	2
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計						36	36

・①②③はそれぞれ選択必修。

①の修得方法は下記のいずれかによる。

- 「英語学概論Ⅰ」および「英語学概論Ⅱ」の2科目4単位の修得。
- 「英語史Ⅰ」および「英語史Ⅱ」の2科目4単位の修得。

②の修得方法は下記のいずれかによる。

- 「イギリス文学概論Ⅰ」および「イギリス文学概論Ⅱ」の2科目4単位の修得。
- 「アメリカ文学概論Ⅰ」および「アメリカ文学概論Ⅱ」の2科目4単位の修得。

③の修得方法は下記のいずれかによる。

- 「イギリス事情Ⅰ」および「イギリス事情Ⅱ」の2科目4単位の修得。
- 「アメリカ事情Ⅰ」および「アメリカ事情Ⅱ」の2科目4単位の修得。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育原理B 教育心理(中等)	教職論(中等)	中等教育実習I 〔英語科教育法A〕* 〔英語科教育法B〕又は 〔英語科教育法特論A〕** 〔英語科教育法特論B〕	中等教育実習II A 中等教育実習II B 教職実践演習(中・高)

*英米文学科の学生は、第1段階の科目を修得していないなくても「英語科教育法A」「英語科教育法B」「英語科教育法特論A」「英語科教育法特論B」を履修することができる。

《文学部 フランス文学科》

フランス語〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	フランス語会話I	フランス文学科学科科目	2	1	2	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2	

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数					
							中学校	高等学校				
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照					30	34			
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）										
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A	教職課程科目	2	1	2	2				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2				
		教育に関する社会的・制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理B	教職課程科目	2	1	2	2				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2	2				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2				
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2				
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3	2					
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2	2				
		特別活動の指導法										
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2				
		生徒指導の理論及び方法										
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2				
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2	2				

第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	5	3 ^{*1}
			中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4		
第六欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4	2	2
			教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4		
「教科及び教職に関する科目」合計							59	59

*1 高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」(1単位)および「中等教育実習ⅡB」(2単位)を必修とする。

*2 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法(中等)」(2単位)が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
教科に関する専門的事項	フランス語学	フランス語学概論Ⅰ	フランス文学科学科科目	2	2	
		フランス語学概論Ⅱ	フランス文学科学科科目	2	2	
		フランス語文法Ⅰ	フランス文学科学科科目	2	1	
		フランス語文法Ⅱ	フランス文学科学科科目	2	1	4
		フランス語文法演習Ⅰ	フランス文学科学科科目	2	1	
		フランス語文法演習Ⅱ	フランス文学科学科科目	2	1	
		フランス語学特講Ⅰ(1)～(2)	フランス文学科学科科目	2	2	
	フランス語文学	フランス語学特講Ⅱ(1)～(2)	フランス文学科学科科目	2	2	
		フランス文学史概説Ⅰ	フランス文学科学科科目	2	2	4
		フランス文学史概説Ⅱ	フランス文学科学科科目	2	2	
		フランス文学特講Ⅰ(1)～(3)	フランス文学科学科科目	2	2	
	フランス語コミュニケーション	フランス文学特講Ⅱ(1)～(3)	フランス文学科学科科目	2	2	
		フランス語会話Ⅰ	フランス文学科学科科目	2	1	8
		フランス語会話Ⅱ	フランス文学科学科科目	2	1	
		エクスプレシオン・エクリットⅠ	フランス文学科学科科目	2	2	
		エクスプレシオン・エクリットⅡ	フランス文学科学科科目	2	2	
		エクスプレシオン・オラルⅠ	フランス文学科学科科目	2	2	
		エクスプレシオン・オラルⅡ	フランス文学科学科科目	2	2	
		フランス語作文Ⅰ	フランス文学科学科科目	2	2	
		フランス語作文Ⅱ	フランス文学科学科科目	2	2	
		コミュニケーションⅠ	フランス文学科学科科目	2	3	

異文化理解	フランスの文化と社会 I	フランス文学科学科科目	2	1	4	4		
	フランスの文化と社会 II	フランス文学科学科科目	2	1				
	フランス文化特講 I (1)~(2)	フランス文学科学科科目	2	2				
	フランス文化特講 II (1)~(2)	フランス文学科学科科目	2	2				
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	フランス語科教育法 A	フランス文学科学科科目	2	3	2	2		
	フランス語科教育法 B	フランス文学科学科科目	2	3				
	フランス語科教育法特論 A	フランス文学科学科科目	2	3				
	フランス語科教育法特論 B	フランス文学科学科科目	2	3				
教科に関する専門的事項より選択						2	6	
「教科及び教科の指導法に関する科目」 合計						30	34	

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理 (中等)	教職論 (中等)	中等教育実習 I 〔フランス語科教育法 A〕* 又は 〔フランス語科教育法 B〕 〔フランス語科教育法特論 A〕* 又は 〔フランス語科教育法特論 B〕	中等教育実習 II A 中等教育実習 II B 教職実践演習 (中・高)

*フランス文学科の学生は、第1段階の科目を修得していないくとも「フランス語科教育法A」「フランス語科教育法B」「フランス語科教育法特論A」「フランス語科教育法特論B」を履修することができる。

○同時に英語の免許状の取得を目指す場合

本学は、教育実習校の確保が難しい「フランス語」の教職課程履修者には、特例としてフランス語の免許状取得を条件に、教育学科が得ている英語の免許状に係る教職課程の履修を認めている。

履修すべき科目は教育学科の英語のページを参照すること。ただし、英語コミュニケーションの選択科目に設定されている「Oral English I A」「Oral English I B」「Oral English II A」「Oral English II B」「Academic Writing A」「Academic Writing B」の履修については、年度初頭説明会（又はオリエンテーション）資料を確認すること。

教育実習を英語で行う場合は、3年次に「フランス語科教育法A」「フランス語科教育法B」又は「フランス語科教育法特論A」「フランス語科教育法特論B」の組み合わせの他に、「英語科教育法A」「英語科教育法B」又は「英語科教育法特論A」「英語科教育法特論B」の組み合わせを履修し、フランス語・英語ともに履修順序の第2段階を修得すること。

《文学部 日本文学科》

国 語 [中学校・高等学校]

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「オーラル・イングリッシュIA」および「オーラル・イングリッシュIB」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	オーラル・イングリッシュIA	文学部外国語科目	1	1	2	
	オーラル・イングリッシュIB	文学部外国語科目	1	1		
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2	

※教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
							中学校	高等学校
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				36	34
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A	教職課程科目	2	1	2	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理B	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3	2	
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		特別活動の指導法						
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		生徒指導の理論及び方法						
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実践に関する科目	中等教育実習 I	教職課程科目	1	3			
		中等教育実習 II A	教職課程科目	2	4	5	3	*1
		中等教育実習 II B	教職課程科目	2	4			
第六欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2	2	
		※ 2					65	59
「教科及び教職に関する科目」合計								

*1 高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習I」（1単位）および「中等教育実習II B」（2単位）を必修とする。

*2 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論 I	日本文学科学科科目	2	1	4
		日本語学概論 II	日本文学科学科科目	2	1	
		日本語史 I	日本文学科学科科目	2	1	
		日本語史 II	日本文学科学科科目	2	1	
		日本語学特講 I [1]～[3]	日本文学科学科科目	2	2	
		日本語学特講 II [1]～[3]	日本文学科学科科目	2	2	
		文章表現法 A	日本文学科学科科目	2	1	
		文章表現法 B	日本文学科学科科目	2	1	
	国文学（国文学史を含む。）	日本文学史（一）	日本文学科学科科目	2	1	8
		日本文学史（二）	日本文学科学科科目	2	1	
		日本文学史（三）	日本文学科学科科目	2	2	
		日本文学史（四）	日本文学科学科科目	2	2	
		古典文学概論 I	日本文学科学科科目	2	1	
		古典文学概論 II	日本文学科学科科目	2	1	
		近代文学概論 I	日本文学科学科科目	2	1	
		近代文学概論 II	日本文学科学科科目	2	1	
		日本文学特講 I [1]～[11]	日本文学科学科科目	2	2	
		日本文学特講 II [1]～[11]	日本文学科学科科目	2	2	

		漢文学概論 I	日本文学学科科目	2	1		
		漢文学概論 II	日本文学学科科目	2	1		
		中国古典文学演習 I [1]~[2]	日本文学学科科目	2	2		
		中国古典文学演習 II [1]~[2]	日本文学学科科目	2	2		
		中国文学・思想演習 I	日本文学学科科目	2	2		
		中国文学・思想演習 II	日本文学学科科目	2	2		
		中国古典文学特講 I	日本文学学科科目	2	2		
		中国古典文学特講 II	日本文学学科科目	2	2		
		中国文学・思想特講 I	日本文学学科科目	2	2		
		中国文学・思想特講 II	日本文学学科科目	2	2		
	漢文学	①書道の歴史と実技 I	日本文学学科科目	2	1	4	4
		①書道の歴史と実技 II	日本文学学科科目	2	1		
		国語科教育法 A	教職課程科目	2	3	2	2
		国語科教育法 B	教職課程科目	2	3	2	2
		国語科教材論 A	教職課程科目	2	3	2	2
		国語科教材論 B	教職課程科目	2	3	2	2
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）						10	10
教科に関する専門的事項より選択 (高等学校1種免許状に「書道の歴史と実技I」、「書道の歴史と実技II」の単位は算入されないので注意すること)							
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計						36	34

・①は1科目以上選択必修。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理（中等）	教職論（中等）	中等教育実習 I 〔国語科教育法 A〕又は〔国語科教育法 B〕	中等教育実習 II A 中等教育実習 II B 教職実践演習（中・高）

《文学部 史学科》

社会〔中学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「オーラル・イングリッシュIA」および「オーラル・イングリッシュIB」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	オーラル・イングリッシュIA	文学部外国語科目	1	1	2	
	オーラル・イングリッシュIB	文学部外国語科目	1	1		
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2	

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				30
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育原理A	教職課程科目	2	1	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育原理B	教職課程科目	2	1	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2
			特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2
			教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2

		道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	道徳教育指導法（中等） 特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目 教職課程科目	2 2	3 3	2 2
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育方法論（中等） 生徒・進路指導論（中等） 教育相談（中等）	教職課程科目 教職課程科目 教職課程科目	2 2	3 3	2 2
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育実習Ⅰ 中等教育実習ⅡA 中等教育実習ⅡB	教職課程科目 教職課程科目 教職課程科目	1 2 2	3 4 4	5
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2
第六欄	大学が独自に設定する科目	-	-	-	-	-	/
「教科及び教職に関する科目」合計							59

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	日本史概説	史学科学科科目	2	1	10
	東洋史概説	史学科学科科目	2	1	
	西洋史概説	史学科学科科目	2	1	
	考古学概説	史学科学科科目	2	1	
	史学概論	史学科学科科目	2	1	
	古文書学Ⅰ	史学科学科科目	2	2	
	古文書学Ⅱ	史学科学科科目	2	2	
	日本史特講(1)～(13)	史学科学科科目	2	2	
	東洋史特講(1)～(9)	史学科学科科目	2	2	
	西洋史特講(1)～(11)	史学科学科科目	2	2	
地理学（地誌を含む。）	①人文地理学概論Ⅰ	史学科学科科目	2	3	6
	①人文地理学概論Ⅱ	史学科学科科目	2	3	
	自然地理学概論	史学科学科科目	2	2	
	地誌学	史学科学科科目	2	2	
「法律学、政治学」	②法律学	史学科学科科目	2	2	2
	②政治学	史学科学科科目	2	2	
「社会学、経済学」	③社会学A	青山スタンダード科目	2	2	2
	③社会学B	青山スタンダード科目	2	2	
	④経済学A	青山スタンダード科目	2	2	
	④経済学B	青山スタンダード科目	2	2	

「哲学、倫理学、宗教学」	②哲 学 A	青山スタンダード科目	2	2	2
	③哲 学 B	青山スタンダード科目	2	2	
	④倫 理 学 A	青山スタンダード科目	2	2	
	⑤倫 理 学 B	青山スタンダード科目	2	2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	社会科教育法 A	教職課程科目	2	3	2
	社会科教育法 B	教職課程科目	2	3	2
	社会科教材論 A	教職課程科目	2	3	2
	社会科教材論 B	教職課程科目	2	3	2
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					30

・①②③④⑤はそれぞれ1科目以上選択必修。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理（中等）	教職論（中等）	中等教育実習 I (社会科教育法 A) 又は (社会科教育法 B)	中等教育実習 II A 中等教育実習 II B 教職実践演習（中・高）

《文学部 史学科》

地理歴史〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「オーラル・イングリッシュⅠA」および「オーラル・イングリッシュⅠB」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	オーラル・イングリッシュⅠA	文学部外国語科目	1	1	2	
	オーラル・イングリッシュⅠB	文学部外国語科目	1	1		
情報機器の操作	情報スキルⅠ	青山スタンダード科目	2	1	2	

※教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				34
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特 別 活 動 ・ 総 合 的 な 学 習 の 時 間 (中 等)	教職課程科目	2	3	2
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教 育 方 法 论 (中 等)	教職課程科目	2	3	2
		生徒指導の理論及び方法	生 徒 ・ 進 路 指 導 论 (中 等)	教職課程科目	2	3	2
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教 育 相 談 (中 等)	教職課程科目	2	3	2
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中 等 教 育 実 習 I	教職課程科目	1	3	
			中 等 教 育 実 習 II B	教職課程科目	2	4	3
			中 等 教 育 実 習 II A	教職課程科目	2	4	
		教職実践演習	教 職 実 践 演 習 (中・高)	教職課程科目	2	4	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		※				
「教科及び教職に関する科目」合計							59

※ 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	日本史	日本 史 概 説	史学学科科目	2	1
		考 古 学 概 説	史学学科科目	2	1
		古 文 書 学 I	史学学科科目	2	2
		古 文 書 学 II	史学学科科目	2	2
		日本 史 特 講 (1) ~ (13)	史学学科科目	2	2
		考 古 学 特 講 (1) ~ (7)	史学学科科目	2	2
	外国史	東 洋 史 概 説	史学学科科目	2	1
		西 洋 史 概 説	史学学科科目	2	1
		東 洋 史 特 講 (1) ~ (9)	史学学科科目	2	2
		西 洋 史 特 講 (1) ~ (11)	史学学科科目	2	2
	人文地理学・自然地理学	①人 文 地 理 学 概 論 I	史学学科科目	2	3
		①人 文 地 球 学 概 論 II	史学学科科目	2	3
		自 然 地 球 学 概 論	史学学科科目	2	2
	地誌	地 誌 学	史学学科科目	2	2
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	地 理 歷 史 科 教 育 法	教職課程科目	2	3	2
	地 理 歷 史 科 教 材 論	教職課程科目	2	3	2
教科に関する専門的事項より選択					
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					
16					
34					

・①は1科目以上選択必修。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理 (中等)	教職論 (中等)	中等教育実習 I 地理歴史科教育法 又は 地理歴史科教材論	中等教育実習 II B 教職実践演習 (中・高)

・「中等教育実習 II A」は高等学校1種免許状取得においては選択科目であるが、第3段階に該当する科目であるため、第2段階に合格した場合のみ履修できる。

《理工学部 物理科学科》

理 科〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部外国語科目	1	2	2	
	English Core II-c	理工学部外国語科目	1	2		
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2	

※教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第 欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
							中学校	高等学校
第二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				38	38
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2	2
第三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2

		道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3	2	
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3		
			中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4	5	3 ^{*1}
			中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		※2					
「教科及び教職に関する科目」 合計							67	63

*1 高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習ⅡB」（2単位）を必修とする。

*2 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
教科に関する専門的事項	物理学	力 学 I	物理科学科学科科目	2	1	16
		力 学 II	物理科学科学科科目	2	1	
		電 磁 気 学	物理科学科学科科目	4	2	
		量 子 力 学 I	物理科学科学科科目	4	2	
		解 析 力 学	物理科学科学科科目	2	2	
		波 動	物理科学科学科科目	2	2	
		電 磁 光 学 概 論	物理科学科学科科目	2	2	
		熱 物 理 学	物理科学科学科科目	2	2	
		統 計 力 学 I	物理科学科学科科目	4	3	
		相 対 論	物理科学科学科科目	2	3	
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理計測基礎実験 I	物理科学科学科科目	1	2	4	
	物理計測基礎実験 II	物理科学科学科科目	1	2		
	物理専門実験 I	物理科学科学科科目	1	3		
	物理専門実験 II	物理科学科学科科目	1	3		
化学	基 础 化 学	物理科学科学科科目	2	2	2	
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化 学 基 础 実 験	理工学部共通科目	2	1	2	
生物学	ライフサイエンス	青山スタンダード科目	2	2	2	
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生 物 基 础 実 験	物理科学科学科科目	1	2	1	
地学	地 学	物理科学科学科科目	2	2	2	
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地 学 基 础 実 験	物理科学科学科科目	1	2	1	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	理 科 教 育 法 A	教職課程科目	2	3	8	
	理 科 教 育 法 B	教職課程科目	2	3		
	理 科 教 材 論 A	教職課程科目	2	3		
	理 科 教 材 論 B	教職課程科目	2	3		
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					38	

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理 (中等)	教職論 (中等)	中等教育実習 I $\begin{pmatrix} \text{理科教育法 A} \\ \text{理科教育法 B} \end{pmatrix}$ 又は $\begin{pmatrix} \text{理科教材論 A} \\ \text{理科教材論 B} \end{pmatrix}$	中等教育実習 II A 中等教育実習 II B 教職実践演習 (中・高)

《理工学部 数理サイエンス学科》

数 学〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部外国語科目	1	2	2	
	English Core II-c	理工学部外国語科目	1	2		
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2	

※教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第 欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
							中学校	高等学校
第二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				36	36
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2	2
第三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2

		道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3	2	
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3		
			中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4	5	3 ^{*1}
			中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		※2					
		「教科及び教職に関する科目」 合計						65 61

*1 高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習ⅡB」（2単位）を必修とする。

*2 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数		
					中学校	高等学校	
教科に関する専門的事項	応用初等代数	数理サイエンス学科学科科目	2	2	2	2	
	代数学 I	数理サイエンス学科学科科目	2	2			
	代数学 II	数理サイエンス学科学科科目	2	3			
	応用初等代数演習	数理サイエンス学科学科科目	1	2			
	代数学 I 演習	数理サイエンス学科学科科目	1	2			
	代数学 II 演習	数理サイエンス学科学科科目	1	3			
	幾何学 I	数理サイエンス学科学科科目	2	2	2	2	
	集合と位相	数理サイエンス学科学科科目	2	2			
	幾何学 II	数理サイエンス学科学科科目	2	3			
	幾何学 III	数理サイエンス学科学科科目	2	3			
	幾何学 I 演習	数理サイエンス学科学科科目	1	2			
教科に関する専門的事項	集合と位相演習	数理サイエンス学科学科科目	1	2	2	2	
	幾何学 III 演習	数理サイエンス学科学科科目	1	3			
	解析学 II	理工学部共通科目	2	2			
	微分方程式 I	理工学部共通科目	2	2			
	微分方程式 II	数理サイエンス学科学科科目	2	3			
	複素解析 I	理工学部共通科目	2	3	2	2	
	複素解析 II	数理サイエンス学科学科科目	2	3			
	解析学 III	数理サイエンス学科学科科目	2	2			
	解析学 IV	数理サイエンス学科学科科目	2	3			
	微分方程式 III	数理サイエンス学科学科科目	2	3			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	解析学 II 演習	理工学部共通科目	1	2	2	2	
	微分方程式 I 演習	理工学部共通科目	1	2			
	複素解析 I 演習	理工学部共通科目	1	3			
	解析学 III 演習	数理サイエンス学科学科科目	1	2			
	解析学 IV 演習	数理サイエンス学科学科科目	1	3			
	確率統計	数理サイエンス学科学科科目	2	2	2	2	
	数理統計	数理サイエンス学科学科科目	2	3			
	ファイナンス数学	数理サイエンス学科学科科目	2	3			
コンピュータ	計算数学	数理サイエンス学科学科科目	2	2	2	2	
	計算機基礎実習	数理サイエンス学科学科科目	1	3			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	数学教育法 A	教職課程科目	2	3	8	8	
	数学教育法 B	教職課程科目	2	3			
	数学教育法特論 A	教職課程科目	2	3			
	数学教育法特論 B	教職課程科目	2	3			
教科に関する専門的事項より選択					18		
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					36		

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理 (中等)	教職論 (中等)	中等教育実習 I $\begin{pmatrix} \text{数学科教育法 A} \\ \text{数学科教育法 B} \end{pmatrix}$ 又は $\begin{pmatrix} \text{数学科教育法特論 A} \\ \text{数学科教育法特論 B} \end{pmatrix}$	中等教育実習 II A 中等教育実習 II B 教職実践演習 (中・高)

《理工学部 化学・生命科学科》

理 科〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部外国語科目	1	2	2	
	English Core II-c	理工学部外国語科目	1	2		
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2	

※教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第 欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
							中学校	高等学校
第二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				36	36
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2	2
第三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2

		道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3	2	
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3		
			中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4	5	3 ^{※1}
			中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		※2					
「教科及び教職に関する科目」 合計							65	61

※1 高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習ⅡB」（2単位）を必修とする。

※2 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
教科に関する専門的事項	物理学	基礎物理学	化学・生命科学科学科科目	2	2	2
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理基礎実験 I	理工学部共通科目	1	1	2
		物理基礎実験 II	理工学部共通科目	1	1	
	化学	基礎化学	化学・生命科学科学科科目	2	2	2
		物理化学 A	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		物理化学 B	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		物理化学 C	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		分析化学	化学・生命科学科学科科目	2	1	
		無機化学 A	化学・生命科学科学科科目	2	1	
		無機化学 B	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		無機化学 C	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		有機化学 A	化学・生命科学科学科科目	2	1	
		有機化学 B	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		有機化学 C	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		有機化学 D	化学・生命科学科学科科目	2	3	
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	無機化学実験	化学・生命科学科学科科目	2	2	6
		物理化学実験	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		有機化学実験	化学・生命科学科学科科目	2	3	
		化学情報処理実習	化学・生命科学科学科科目	1	2	
生物学	生物学	生命科学 A	化学・生命科学科学科科目	2	1	6
		生命科学 B	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		生命科学 C	化学・生命科学科学科科目	2	2	
		生体分析化学	化学・生命科学科学科科目	2	2	
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		物質分析化学実験	化学・生命科学科学科科目	1	2	3
		生命科学実験 I	化学・生命科学科学科科目	2	3	
		生命科学実験 II	化学・生命科学科学科科目	1	3	
地学	地学		物理科学科学科科目	2	2	2
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学基礎実験		物理科学科学科科目	1	2	1
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		理科教育法 A	教職課程科目	2	3	8
		理科教育法 B	教職課程科目	2	3	
		理科教材論 A	教職課程科目	2	3	
		理科教材論 B	教職課程科目	2	3	
教科に関する専門的事項より選択						4
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計						36

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理 (中等)	教職論 (中等)	中等教育実習 I $\begin{pmatrix} \text{理科教育法 A} \\ \text{理科教育法 B} \end{pmatrix}$ 又は $\begin{pmatrix} \text{理科教材論 A} \\ \text{理科教材論 B} \end{pmatrix}$	中等教育実習 II A 中等教育実習 II B 教職実践演習 (中・高)

《理工学部 電気電子工学科》

工 業〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
 「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部外国語科目	1	2	2
	English Core II-c	理工学部外国語科目	1	2	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第二欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				38
第三欄	教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2

		総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動・総合的な学習の時間(中等)	教職課程科目	2	3	2
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2
		生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2
第五欄 教育実践に関する科目		教育実習	中等教育実習Ⅰ 中等教育実習ⅡB	教職課程科目 教職課程科目	1 2	3 4	3
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2
第六欄 大学が独自に設定する科目			※				
「教科及び教職に関する科目」 合計							63

※ 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	工業概論 A	電気電子工学科学科科目	2	2	
	工業概論 B	機械創造工学科学科科目	2	2	
	電気磁気 I 及び演習	電気電子工学科学科科目	3	1	
	電気磁気 II 及び演習	電気電子工学科学科科目	3	2	
	基本電子回路 I	電気電子工学科学科科目	2	2	
	基本電子回路 II	電気電子工学科学科科目	2	2	
	電気回路 II	電気電子工学科学科科目	4	2	
	電気回路 IA 及び演習	電気電子工学科学科科目	2	1	
	電気回路 IB 及び演習	電気電子工学科学科科目	2	1	
	基礎電気物性学 及び演習	電気電子工学科学科科目	3	2	
	電気電子計測	電気電子工学科学科科目	2	2	
	電気回路 III	電気電子工学科学科科目	2	2	
	電気電子工学基礎実験 I	電気電子工学科学科科目	2	2	
	電気電子工学基礎実験 II	電気電子工学科学科科目	2	2	
	電気工学実験 I	電気電子工学科学科科目	2	3	
	電気工学実験 II	電気電子工学科学科科目	2	3	
	電気数学	電気電子工学科学科科目	2	2	
	情報処理	電気電子工学科学科科目	2	2	
	電波工学 I	電気電子工学科学科科目	2	3	
	電波工学 II	電気電子工学科学科科目	2	3	
	システム制御 I	電気電子工学科学科科目	2	3	
	システム制御 II	電気電子工学科学科科目	2	3	
	通信方式	電気電子工学科学科科目	2	4	
	パワーエレクトロニクス	電気電子工学科学科科目	2	4	
	電気施設管理 及び法規	電気電子工学科学科科目	2	4	
	基礎電気数学	電気電子工学科学科科目	2	1	
	光エレクトロニクス	電気電子工学科学科科目	2	3	
	一般機械工学	理工学部共通科目	2	3	
	工業力学	機械創造工学科学科科目	2	1	
	材料力学 I 及び演習	機械創造工学科学科科目	4	2	
	材料力学 II	機械創造工学科学科科目	2	2	
	熱力学 及び演習	機械創造工学科学科科目	4	2	
	流体力学 及び演習	機械創造工学科学科科目	4	2	
	機械力学 及び演習	機械創造工学科学科科目	4	2	
	振動工学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	応用熱力学	機械創造工学科学科科目	2	2	
	圧縮性流体力学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	工業動力学	機械創造工学科学科科目	2	1	
	応用数学 I	機械創造工学科学科科目	2	2	

30

	応用数学 II	機械創造工学科学科科目	2	2	
	機械制御	機械創造工学科学科科目	2	3	
	材料強度学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	ロボット機構学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	弾塑性工学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	材料科学概論	機械創造工学科学科科目	2	2	
	熱・物質移動論	機械創造工学科学科科目	2	3	
	粘性流体力学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	流体機械	機械創造工学科学科科目	2	3	
	機能材料	機械創造工学科学科科目	2	3	
	エネルギー変換工学	機械創造工学科学科科目	2	3	
職業指導	職業指導	電気電子工学科学科科目	4	3	4
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	工業科教育法 A	教職課程科目	2	3	4
	工業科教育法 B	教職課程科目	2	3	
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					38

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理（中等）	教職論（中等）	中等教育実習 I 工業科教育法 A および工業科教育法 B	中等教育実習 II B 教職実践演習（中・高）

《理工学部 機械創造工学科》

工 業〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部外国語科目	1	2	2
	English Core II-c	理工学部外国語科目	1	2	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第二欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				36
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A	教職課程科目	2	1	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理B	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2

		総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動・総合的な学習の時間(中等)	教職課程科目	2	3	2
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2
		生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2
第五欄 教育実践に関する科目		教育実習	中等教育実習Ⅰ 中等教育実習ⅡB	教職課程科目 教職課程科目	1 2	3 4	3
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2
第六欄 大学が独自に設定する科目			※				
「教科及び教職に関する科目」 合計							61

※ 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	工業概論 A	電気電子工学科学科科目	2	2	
	工業概論 B	機械創造工学科学科科目	2	2	
	工業力学	機械創造工学科学科科目	2	1	
	機械要素設計	機械創造工学科学科科目	2	2	
	機械設計製図	機械創造工学科学科科目	2	3	
	機械創造工学実験 I	機械創造工学科学科科目	2	3	
	機械創造工学実験 II	機械創造工学科学科科目	2	3	
	材料力学 I 及び演習	機械創造工学科学科科目	4	2	
	材料力学 II	機械創造工学科学科科目	2	2	
	熱力学及び演習	機械創造工学科学科科目	4	2	
	流体力学及び演習	機械創造工学科学科科目	4	2	
	機械力学及び演習	機械創造工学科学科科目	4	2	
	振動工学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	応用熱力学	機械創造工学科学科科目	2	2	
	圧縮性流体力学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	工業動力学	機械創造工学科学科科目	2	1	
	応用数学 I	機械創造工学科学科科目	2	2	
	応用数学 II	機械創造工学科学科科目	2	2	
	機械制御	機械創造工学科学科科目	2	3	
	材料強度学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	ロボット機構学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	弾塑性工学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	材料科学概論	機械創造工学科学科科目	2	2	
	熱・物質移動論	機械創造工学科学科科目	2	3	
	粘性流体力学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	流体機械	機械創造工学科学科科目	2	3	
	機能材料	機械創造工学科学科科目	2	3	
	エネルギー変換工学	機械創造工学科学科科目	2	3	
	一般電気工学	理工学部共通科目	2	2	
	電気磁気 I 及び演習	電気電子工学科学科科目	3	1	
	電気磁気 II 及び演習	電気電子工学科学科科目	3	2	
	基本電子回路 I	電気電子工学科学科科目	2	2	
	基本電子回路 II	電気電子工学科学科科目	2	2	
	電気回路 II	電気電子工学科学科科目	4	2	
	電気回路 IA 及び演習	電気電子工学科学科科目	2	1	
	電気回路 IB 及び演習	電気電子工学科学科科目	2	1	
	基礎電気物性学及び演習	電気電子工学科学科科目	3	2	
	電気電子計測	電気電子工学科学科科目	2	2	
	電気回路 III	電気電子工学科学科科目	2	2	

28

	電 气 数 学	電気電子工学科学科科目	2	2	
	情 報 处 理	電気電子工学科学科科目	2	2	
	電 波 工 学 I	電気電子工学科学科科目	2	3	
	電 波 工 学 II	電気電子工学科学科科目	2	3	
	シ ス テ ム 制 御 I	電気電子工学科学科科目	2	3	
	シ ス テ ム 制 御 II	電気電子工学科学科科目	2	3	
	通 信 方 式	電気電子工学科学科科目	2	4	
	パワーエレクトロニクス	電気電子工学科学科科目	2	4	
	電 气 施 設 管 理 及 び 法 規	電気電子工学科学科科目	2	4	
	基 础 電 气 数 学	電気電子工学科学科科目	2	1	
	光 エ レ ク ツ ロ ニ ク ス	電気電子工学科学科科目	2	3	
職業指導	職 業 指 導	機械創造工学科学科科目	4	3	4
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	工 業 科 教 育 法 A	教職課程科目	2	3	4
	工 業 科 教 育 法 B	教職課程科目	2	3	
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					36

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理（中等）	教職論（中等）	中等教育実習 I 工業科教育法A および工業科教育法B	中等教育実習 II B 教職実践演習（中・高）

《理工学部 情報テクノロジー学科》

情 報 [高等学校]

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部外国語科目	1	2	2
	English Core II-c	理工学部外国語科目	1	2	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第二欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				36
第三欄	教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2

		総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動・総合的な学習の時間(中等)	教職課程科目	2	3	2
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2
		生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育実習Ⅰ 中等教育実習ⅡB	教職課程科目 教職課程科目	1 2	3 4	3
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2
第六欄	大学が独自に設定する科目				※		
「教科及び教職に関する科目」合計							61

※ 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報社会及び情報倫理 情報と社会	情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目	2 2	2
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	計算機概論 情報数 学 I 情報テクノロジー体験演習 情報処理実習 情報テクノロジー実験 I 情報数 学 II データ構造とアルゴリズム 人工知能論	情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目 理工学部共通科目 情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目	2 2 2 2 2 2 2 2	2
	情報システム（実習を含む。）	知的データベース 情報テクノロジー実験 III 情報総合プログラミング実習 I システム構築実習	情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目	2 2 2 2	4
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク	情報テクノロジー学科学科科目	2 3	2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	ヒューマンコンピュータインターラクション マルチメディア工学 メカトロニクス	情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目 情報テクノロジー学科学科科目	2 2 2	2
	情報と職業	情報と職業	情報テクノロジー学科学科科目	2 2	2

各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	情 報 科 教 育 法 情 報 科 教 育 法 特 論	教職課程科目 教職課程科目	2 2	3 3	4
教科に関する専門的事項より選択					18
「教科及び教科の指導法に関する科目」 合計					36

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理（中等）	教職論（中等）	中等教育実習 I 情報科教育法 又は 情報科教育法特論	中等教育実習 II B 教職実践演習（中・高）

《社会情報学部 社会情報学科》

数 学 [中学校・高等学校]

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
 「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	Integrated English I	社会情報学部外国語科目	2	1	2	
情報機器の操作	情報スキルI	青山スタンダード科目	2	1	2	

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
							中学校	高等学校
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				36	36
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3	2	2	
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間（中等）	教職課程科目	2	3	2	2	
		特別活動の指導法							
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2	
		生徒指導の理論及び方法							
第五欄	教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2	2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目	中等教育実習 I	教職課程科目	1	3				
		中等教育実習 II A	教職課程科目	2	4	5	3 ^{*1}		
		中等教育実習 II B	教職課程科目	2	4				
		教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2	2		
「教科及び教職に関する科目」 合計							65	61	
※ 2									

*1 高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習I」（1単位）および「中等教育実習II B」（2単位）を必修とする。

*2 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
					中学校 高等学校
教科に関する専門的事項	数理情報Ⅲ	社会情報学学科科目	2	2	2
	数理代数Ⅰ	社会情報学学科科目	2	3	
	数理代数Ⅱ	社会情報学学科科目	2	3	
	数理代数Ⅲ	社会情報学学科科目	2	3	
	離散数学	社会情報学学科科目	2	2	
	構造幾何入門	社会情報学学科科目	2	2	4
	構造幾何Ⅰ	社会情報学学科科目	2	2	
	構造幾何Ⅱ	社会情報学学科科目	2	3	
	構造幾何Ⅲ	社会情報学学科科目	2	3	
	構造幾何特別演習	社会情報学学科科目	2	3	
解析学	集合と位相	社会情報学学科科目	2	3	2
	社会数理Ⅲ	社会情報学学科科目	2	2	
	数理解析基礎Ⅰ	社会情報学学科科目	2	2	
	数理解析基礎Ⅱ	社会情報学学科科目	2	3	
	数の歴史	社会情報学学科科目	2	2	2
	現象の数理	社会情報学学科科目	2	2	
	複素解析Ⅰ	社会情報学学科科目	2	3	
	複素解析Ⅱ	社会情報学学科科目	2	3	
「確率論、統計学」	確率統計Ⅰ	社会情報学学科科目	2	2	2
	確率統計Ⅱ	社会情報学学科科目	2	2	
	数理ファイナンス	社会情報学学科科目	2	3	
コンピュータ	プログラミング基礎	社会情報学学科科目	2	2	2
	プログラミング基礎演習	社会情報学学科科目	2	2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	数学科教育法A	教職課程科目	2	3	8
	数学科教育法B	教職課程科目	2	3	
	数学科教育法特論A	教職課程科目	2	3	
	数学科教育法特論B	教職課程科目	2	3	
教科に関する専門的事項より選択					16
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					36

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	
(1年次配置科目)		(3年次配置科目)	
教育原理A 教育原理B 教育心理(中等)	教職論(中等)	中等教育実習I 〔数学科教育法A〕又は〔数学科教育法B〕	中等教育実習II A 中等教育実習II B 教職実践演習(中・高)

《社会情報学部 社会情報学科》

情 報 [高等学校]

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく適用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。
「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Integrated English I	社会情報学部外国語科目	2	1	2
情報機器の操作	情報スキル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めなければならない事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	C 「教科及び教科の指導法に関する科目」参照				34
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 A	教職課程科目	2	1	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理 B	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理（中等）	教職課程科目	2	1	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（中等）	教職課程科目	2	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成法（中等）	教職課程科目	2	3	2

		総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動・総合的な学習の時間(中等)	教職課程科目	2	3	2
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（中等）	教職課程科目	2	3	2
		生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中等）	教職課程科目	2	3	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中等）	教職課程科目	2	3	2
第五欄 教育実践に関する科目		教育実習	中等教育実習Ⅰ 中等教育実習ⅡB 中等教育実習ⅡA	教職課程科目 教職課程科目 教職課程科目	1 2 2	3 4 4	3
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	教職課程科目	2	4	2
第六欄 大学が独自に設定する科目			※				
「教科及び教職に関する科目」 合計							59

※ 高等学校1種免許状取得において、本学では「道徳教育指導法（中等）」（2単位）が大学独自に設定する科目として認定を得ている。

C 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修

太字科目は必修

各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報社会論	社会情報学科学科科目	2	2
		情報化社会と法	社会情報学科学科科目	2	2
		情報倫理	社会情報学科学科科目	2	2
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	情報科学概論	社会情報学科学科科目	2	1
		コンピューティング実習	社会情報学科学科科目	2	1
		情報科学基礎	社会情報学科学科科目	2	2
		データ構造とアルゴリズム	社会情報学科学科科目	2	2
		データベース基礎	社会情報学科学科科目	2	2
		プログラミング応用	社会情報学科学科科目	2	3
		プログラミング応用演習	社会情報学科学科科目	2	3
	情報システム（実習を含む。）	システム分析・設計基礎	社会情報学科学科科目	2	2
		システム分析・設計基礎演習	社会情報学科学科科目	2	2
		ソフトウェア工学	社会情報学科学科科目	2	2
		情報システム計画	社会情報学科学科科目	2	3
		システム分析・設計応用	社会情報学科学科科目	2	3
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報システム演習	社会情報学科学科科目	2	3
		コンピュータネットワーク基礎	社会情報学科学科科目	2	2
		サーバー構築演習	社会情報学科学科科目	2	2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	インフラ構築演習	社会情報学科学科科目	2	3
		ウェブテクノロジー演習	社会情報学科学科科目	2	2
		ウェブ論	社会情報学科学科科目	2	3
	情報と職業	情報と職業	社会情報学科学科科目	2	2
		情報産業論	社会情報学科学科科目	2	3
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	情報科教育法	教職課程科目	2	3	4
	情報科教育法特論	教職課程科目	2	3	
教科に関する専門的事項より選択					14
「教科及び教科の指導法に関する科目」合計					34

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育原理 B 教育心理（中等）	教職論（中等）	中等教育実習 I 情報科教育法 又は 情報科教育法特論	中等教育実習 II B 教職実践演習（中・高）

・「中等教育実習 II A」は高等学校1種免許状取得においては選択科目であるが、第3段階に該当する科目であるため、第2段階に合格した場合のみ履修できる。

IV 教育実習（幼児教育実習・初等教育実習・中等教育実習）

1. 履修条件	93
2. 教育実習Ⅰ（「幼児教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅰ」「中等教育実習Ⅰ」）の概要と履修登録	93
3. 教育実習Ⅱ（「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」）の概要と履修登録	93

IV. 教育実習（幼児教育実習・初等教育実習・中等教育実習）

教育実習は、学校において教育実践に従事し、経験豊富な教諭の指導を受けつつ、大学で学んだ理論を体験的に検証するとともに、自己の教員としての可能性と将来に向けての課題を確認するものである。教育実習については、他の教職課程関係の科目と異なる履修条件、事務手続き等があるので、以下の各項目を十分に理解し、誤りなく履修すること。

なお、教育実習は、幼児・初等・中等の各教育実習に分けて開講するが、本説明はこれらのすべてに共通するものである。

1. 履修条件

- (1) 教育実習は、3年次配置の幼児・初等・中等ごとの「教育実習Ⅰ」と、4年次配置の幼児・初等・中等ごとの「教育実習Ⅱ」とに分けて段階的に履修し、ⅠとⅡの両方を幼児・初等・中等ごとに修得して、初めて教育実習の必要単位を満たすことになる。
- (2) 教育実習には、履修順序が設定されている。(本手引のそれぞれの免許における「履修順序適用科目」参照のこと)

「教育実習Ⅰ」の履修は、履修順序適用科目の第1段階にかかる科目について合格した者。

「教育実習Ⅱ」の履修は、履修順序適用科目の第2段階にかかる科目について合格した者で、次の3項目について満たしている者。

- ①実習予定の前年度に予備登録の済んでいる者
- ②実習予定の年度内に免許状授与申請に必要な科目を修得見込の者
- ③教職を第一志望とし、教員採用試験受験予定の者

2. 教育実習Ⅰ（「幼児教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅰ」「中等教育実習Ⅰ」）の概要と履修登録

- (1) 教育実習Ⅰは、「実習校における実習」に臨むにあたって、事前に必要な指導を講義・演習を通して行う科目である。
- (2) 内容としては、勤務・教科指導・生徒指導・その他実習における実際の場面に即した事柄を中心とする。
- (3) 3年次の4月に履修登録を行い、前期に開講される授業を受講する。教育実習Ⅰは教員として勤務するための準備として行うものであり、欠席は認めない。
- (4) 教育実習Ⅰの授業は、幼稚園、小学校、中学校・高等学校別に実施するが、中・高についてはさらに教科別にクラス指定をするのでこれに従うこと。
- (5) 「幼児教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅰ」は、どちらか1つしか履修できない。「教育実習Ⅰ」の履修は、次年度の「教育実習Ⅱ」の履修に関連してくるため、複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合はp.94の3(10)を参考に熟考すること。

3. 教育実習Ⅱ（「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」）の概要と履修登録

- (1) 教育実習Ⅱは、大学における「実習前指導」、「実習校における実習」および実習終了後の大学における「事後指導」である。
- (2) 実習期間は本学の場合多くは幼児教育実習（幼稚園）は4週間、初等教育実習（小学校）、中等教育実習（中学校）は3週間、中等教育実習（高等学校）は2週間である。ただし、複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合は、別途指示による。
- (3) 「実習前指導」は、3年次に履修した「教育実習Ⅰ」での指導内容等を、教育実習実施年度に再確認し、併せて教育実習の意義・心構えを喚起することを目的とする。必ず出席すること。
- (4) 「実習前指導」は、実習校での教育実習の時期に分けて実施される（前期：7月までに終わる教育実

習を対象、後期：8月以降の教育実習を対象）。4年次の4月から7月にかけて教職課程掲示板に日時・場所・担当者を発表するので各自確認すること。

- (5) 「実習校における実習」の内容は、観察・参加・（教壇）実習に分けられるが、中でも（教壇）実習が大きな意味をもっている。教育実習Ⅰでの講義をもとに、実習校の教諭の指導を受けつつ、指導（教科・生徒・特別活動・道徳）のあり方を体験的に学ぶことになる。
- (6) 「実習校における実習」は大学で理論的に学んだ教育の原理や心理、領域や教科についての専門知識、教科教育法、および実習生の人格等が、教員としての職務を通して総合的に試される場であるから、3年次終了までに、実習に臨む態勢を十分整えておくことが必要である。なお、領域や教科についての専門知識は、領域に関する専門的事項や教科に関する専門的事項において修得する内容である。
- (7) 「事後指導」は、実習終了後、大学において各自の実習について検討を加え、教育実習の成果と意味を確認して、教員としての力量と資質の向上に資することを目的とする。
- (8) 「事後指導」は、前期・後期のそれぞれの教育実習に応じ実施される。4年次の6月から12月にかけて教職課程掲示板に日時・場所・担当者を発表するので、該当するものに必ず出席すること。「事後指導」は必修なので、出席しない場合、教育実習Ⅱが不合格となる。
- (9) 教育実習は、学校教育法第一条で定められた学校か認定在外教育施設（海外の日本人学校）で行うことが法令において定められている。そのため、国内にあるインターナショナルスクール等で教育実習を行うことはできないので注意すること。
なお、本学においては実習期間中の大学の指導体制の面から、認定在外教育施設での教育実習は認めていない。
- (10) 教育実習Ⅱの履修登録については、前年度の教育実習Ⅱ・教職実践演習予備登録をもとに事前登録される。4年次の教育実習・教職実践演習説明会に必ず出席し、その指示に従うこと。
なお、教育学科生で複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合は、教育実習Ⅱを次表通りに履修する必要がある。「幼児教育実習Ⅱ」の履修者は幼稚園で、「初等教育実習Ⅱ」履修者は小学校で、「中等教育実習ⅡA・ⅡB」履修者は中学校もしくは高等学校で教育実習を行う。

希望する免許状校種の組み合わせ	履修方法
「幼稚園」+「小学校」	「幼児教育実習Ⅰ・Ⅱ」または「初等教育実習Ⅰ・Ⅱ」(※1)
「小学校」+「中学校」+「高等学校」(※2)	「初等教育実習Ⅰ・Ⅱ」および「中等教育実習Ⅰ・ⅡB」
「中学校」+「高等学校」	「中等教育実習Ⅰ・ⅡA・ⅡB」

※1 幼児教育実習と初等教育実習どちらかしか履修することはできない。

※2 初等と中等をまたいだ複数免許状の取得は、修得単位が多いため困難である。

V 教職実践演習

1. 履修条件	97
2. 教職実践演習（「教職実践演習(幼・小)」「教職実践演習(中・高)」）の概要と履修登録	97
3. 『教職課程履修カルテ』の記入方法	97

V 教職実践演習（教職実践演習（幼・小）・教職実践演習（中・高））

「教職実践演習」は、教職課程履修の総括科目として、4年次後期に必修科目として配置され、教員養成段階で修得すべき教員として必要な知識技能・資質能力を、どのように獲得できたかの確認（点検と評価）を目的とするものである。「教職実践演習」の履修については、『教職課程履修カルテ』が完全に記入済みであることが前提となるので、教職志望者は1年次から『教職課程履修カルテ』に必要事項を記録し、大切に管理して、「教職実践演習」の受講時に担当者の点検を受けられるよう整えておかなくてはならない。

なお、「教職実践演習」は、受講者の実習校の校種に応じて（幼・小）と（中・高）に分けて開講するが、本説明はこれらすべてに共通するものである。

1. 履修条件

- (1) 「教職実践演習（幼・小）」「教職実践演習（中・高）」の履修については、それぞれ「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」と同じ履修順序が設定されているので、各自確認すること。
- (2) 「教職実践演習」は、教員養成大学が各教職課程履修者について「教員として必要な知識技能・資質能力」の獲得の成否を、養成大学の責任において確認し評価する役割を担うものであり、そこで設営される「必要な水準」は、教員養成に現在期待されている水準を考えた場合、相当高いことを認識しておくこと。

2. 教職実践演習（「教職実践演習（幼・小）」「教職実践演習（中・高）」）の概要と履修登録

- (1) 「教職実践演習」では、『教職課程履修カルテ』をはじめ『学習指導要領』等の資料を用いて、個人発表、グループ協議、模擬授業、ロール・プレイング、事例研究等を行う。その際、教育実習やその後の事後指導で明らかになった課題を重点的に確認したり、必要に応じて補完的な指導も行う。
- (2) 履修は、教育実習（本実習）を行った校種（幼稚園、小学校、中学校・高等学校別）のものに限る。なお、中学校・高等学校については教科別にクラス指定がされる。
- (3) 履修登録は、前年度（3年次後期）の「教育実習Ⅱ」とともに予備登録を行い、これをもとに事前登録される。なお、教育学科生で複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合は、次表通り「教育実習Ⅱ」に対応する教職実践演習を履修すること。初等と中等をまたいだ複数免許状取得の場合は別途指導する。

「幼児教育実習Ⅱ」	「教職実践演習（幼・小）」
「初等教育実習Ⅱ」	
「中等教育実習Ⅱ」	「教職実践演習（中・高）」

- (4) 「教職実践演習」の授業については、履修登録を確認次第、担当者の「講義内容」を確認して準備するとともに、開講時における担当者からの指示に従うこと。

3. 『教職課程履修カルテ』の記入方法

- (1) 『教職課程履修カルテ』は1年次の教職課程オリエンテーションにおいてのみ配付し、再発行しないので、免許状を取得するまでは、決して紛失しないこと。また、破損・汚損等のないよう自己管理を徹底すること。
- (2) 記入欄としては、共通事項として「プロフィール」「教職課程における自己評価（各年次）」「介護等体験における自己評価」「教育実習における自己評価」「学校ボランティアにおける自己評価」「課外活動における自己評価」、修得事項として「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する

科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」が設けてある。各人が実際に記入する欄・項目は、それぞれが取得する教員免許状の種類、教育活動等によって差異があるので、必要な箇所を確認して遗漏や間違いのないよう注意すること。記入すべき事項が多い場合に、当該欄のコピーを作成して順次挿入することは特に問題ない。

- (3) 記入に当たっては、上記2. の説明を参考にして「教職実践演習」の目的と内容を理解し、実際の演習において『教職課程履修カルテ』が活用され、演習の趣旨が積極的に生かされるよう、最善の努力を積み重ねること。
- (4) 記入は要点を的確に押さえ、正確を期すること。評価する視点から記入する場合には、該当ページに記載されている評価基準を参考にし、客観性の確保を工夫するとよい。これらはすべて、将来教員になった時に不可欠な能力である。
- (5) その他、『教職課程履修カルテ』の具体的な記入要領・取扱方法については、冊子に掲載されている説明のほか、各人が受講する「教職実践演習」の担当者の指示に従うこと。

VI 教育職員免許状の授与申請

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 授与申請手続について | 101 |
| 2. 教育職員免許状授与証明書の交付 | 101 |
| 3. 教育職員免許状の再交付 | 101 |

VI 教育職員免許状の授与申請

教育職員免許状は、所定の単位を修得し、都道府県の教育委員会に授与申請を行って、初めて取得できる。申請は個人でもできるが、本学の教職課程を履修し翌年3月に卒業する見込みであり、免許状取得に必要な単位を『教職課程履修の手引き』に記載の通り修得する見込みである者については、大学一括申請の受付を行う。文学部生および教育人間科学部生については教職課程課で取りまとめ東京都教育委員会に一括申請し、理工学部生および社会情報学部生については、相模原事務部学務課教職課程担当で取りまとめ、神奈川県教育委員会に一括申請する。以下はこの一括申請に関する説明と注意事項である。

1. 授与申請手続について（大学一括申請）

一括申請は卒業（修了）と同時に教員免許状の授与を受けることができる申請方法で、大学一括申請受付時において翌年3月までに青山学院大学において当該免許状の授与に必要な単位をすべて修得し、卒業（修了）する見込みのある学生が申請できる。

教職課程課では、青山キャンパス在籍者を対象として①9月下旬から10月下旬の一定期間に、学生本人による申請内容の確認・宣誓・申請料の納付、その他の授与申請手続を受け、②それらを一括して東京都教育庁に仮申請し、③翌年3月に、卒業（修了）年度において履修した当該免許状授与に必要な単位の修得および卒業（修了）の可否を確認して、申請を正式に確定する。④東京都教育庁から交付された免許状は、学位授与式当日に、教職課程課から当該学生に手渡すことになる（p.124参照）。

学務課教職課程担当では、相模原キャンパス在籍者を対象として、上記に準ずる手続を神奈川県教育委員会に対して行うが、詳細は別途周知する。

学生諸君は、4年次9月下旬から10月下旬の「教育職員免許状大学一括申請手続」を確実に行う必要がある。

2. 教育職員免許状授与証明書の交付

教員免許状を取得した者が教員免許状の授与証明書を必要とする場合は、免許状の授与申請をした教育委員会（文学部および教育人間科学部の一括申請は東京都教育委員会、理工学部および社会情報学部の一括申請は神奈川県教育委員会）に交付申請を行う。

3. 教育職員免許状の再交付

教員免許状の再交付が認められるのは、火災・水害等の自然災害により亡失し、市・区・町・村長などの証明がある場合に限られている。単なる紛失を理由としては再交付されないので、免許状を紛失するようなことのないよう気を付けること。また、自分の免許状の記号番号・授与年月日・主要な裏書事項などは必ず控えておくこと。

VII 資格課程の履修

1. 資格課程履修上の諸注意	105
2. 資格課程の登録申請と関係諸費用	105

VII 資格課程の履修

1. 資格課程履修上の諸注意

本学では、司書教諭、司書、社会教育主事、学芸員の4資格について、「生涯学習社会の成熟と運営に寄与する支援的専門職の育成の課程」として位置づけ、運営しています。

資格課程の履修を、学士課程（4年制大学の卒業に係る課程）の履修と交錯させて進めることは、大変困難です。これは、教職課程もまったく同じですが、相当な努力が必要なうえ、履修計画上のリスクを伴います。資格課程の履修はあくまでみなさんの自主的な判断と実行力を基盤とするものです。『教職課程履修の手引』『授業要覧』等をよく読み、適切な履修計画を立ててください。

下記は、本学における資格課程を履修するうえでの注意事項です。

- (1) 大学は、資格の単位が標準修業年限（4年間）で取得できることを保証しません。大学は基本的に各学部学科の教育・研究活動の展開に即したカリキュラム編成に主導権があり、資格課程の履修は、時間割上各学部学科の専門科目と重なることなどで、4年間では卒業と両立しない事態が起こりうることを認識しておいてください。とりわけ、免許状の取得を同時に希望したり、必要単位が不合格となった場合、当然トラブルの発生や拡大は起きやすく資格の取得が出来なくなることがあります。
- (2) 司書、社会教育主事、学芸員など司書教諭を除く各資格に実習を伴う科目があります。実習に臨む態度に問題があり、実習先や指導教官との間にトラブルを起こして、本学に不利益を与えたり、名誉を傷つけた場合には、学則により処分することがあります。
- (3) 本書によって4年間の各時期にどのような行事があるか確認し、各時期に教職課程課の掲示・学生ポータルに注意するとともに、毎年度、年度初頭の資格課程関連のオリエンテーションに出席して、対応が必要な事項を確認し、指示に従って行動してください。

2. 資格課程の登録申請と関係諸費用

資格課程の履修を希望する者は、前期履修登録期間内にWebの履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録してください。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、資格課程の履修を継続する意思がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新してください。また、申請内容の変更・取消等を希望する場合も、同じ要領で手続きができます。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消は出来ません。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課窓口にて相談してください。

資格課程を履修する者は、授業料等とは別に下記の資格課程料を納付してください。

- (1) 資格課程料…資格取得の希望を申請する者は、毎年前期履修登録期間内にWebの履修登録画面から資格申請をし、それぞれの資格について3年次、または4年次のいずれかの年次のうち初めて資格申請した年次の後期分学費納付時に8,000円を納付してください。（在学中1回の納付。一旦納付された資格課程料はいかなる理由があっても返還しない。資格取得希望の申請は毎年行うのが原則なので、ほとんどの者は3年次に納付することになります。）
- (2) その他に係る経費は、資格ごとに異なるので、それぞれの資格のページを参照してください。
- (3) 資格申請をしないと履修できない科目があるので、注意してください。
- (4) 4年次で資格取得見込証明書の発行を希望する場合は、発行希望年度においても資格課程の登録申請が必要となります。

VIII 本学で取得可能な資格と必要単位

1. 司書教諭	110
2. 司書	111
3. 社会教育主事	114
4. 学芸員	117

VII 本学で取得可能な資格と必要単位

本学で取得できる資格は次のとおりである。

学 部	学 科	資 格 の 種 類
文学部	英米文学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
	フランス文学科	
	日本文学科	
	史学科	
	比較芸術学科	司書・社会教育主事・学芸員
教育人間科学部	教育学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
	心理学科	司書・社会教育主事・学芸員
経済学部	経済学科	司書・社会教育主事・学芸員
	現代経済デザイン学科	
法学部	法学科	司書・社会教育主事・学芸員
経営学部	経営学科	司書・社会教育主事・学芸員
	マーケティング学科	
国際政治経済学部	国際政治学科	司書・社会教育主事・学芸員
	国際経済学科	
	国際コミュニケーション学科	
総合文化政策学部	総合文化政策学科	司書・社会教育主事・学芸員
理 工 学 部	物理科学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
	数理サイエンス学科	
	化学・生命科学科	
	電気電子工学科	
	機械創造工学科	
	経営システム工学科	司書・社会教育主事・学芸員
	情報テクノロジー学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
社会情報学部	社会情報学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
地球社会共生学部	地球社会共生学科	司書・社会教育主事・学芸員
コミュニティ人間科学部	コミュニティ人間科学科	司書・社会教育主事・学芸員

1. 司書教諭

「司書教諭」とは

学校図書館の専門的職務を担うために必要な資格である。

「司書教諭」資格取得の根拠法令等

「学校図書館法」「学校図書館司書教諭講習規程」

本学での取得方法

上記の根拠法令等に基づいて本学において開設される下記授業科目の単位を修得し、教員免許状(小学校・中学校・高等学校のいずれか)を取得することが必要となる。また、本学在学中に他大学等の機関において修得した単位を利用することによる司書教諭資格の取得は行えないものとする。

太字科目は必修

学校図書館司書教諭講習規程に掲げる科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館	教育学科学科科目	2	2	2
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディア	教育学科学科科目	2	3	2
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	教育学科学科科目	2	3	2
読書と豊かな人間性	読書教育論	教育学科学科科目	2	3	2
情報メディアの活用	情報メディア利用論	教育学科学科科目	2	3	2
司書教諭資格取得のための最低必要単位数					10

司書教諭資格の取得希望申請方法

司書教諭資格の履修を希望する者は、前期履修登録期間内にWebの履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。司書教諭資格の申請を行わなければ、科目履修ができない場合があるので注意すること。また、4年次（卒業見込年次）において司書教諭資格の申請を行わなければ司書教諭授与申請（大学一括申請）の対象とならないので注意すること。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、司書教諭資格の履修を継続する意志がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消はできない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課窓口にて相談すること。

司書教諭資格課程料

司書教諭資格の取得希望を申請した者は、3年次または4年次のいずれかの年次のうち初めて取得希望申請をした年次の後期分学費納付時に8,000円を納付すること。（在学中1回の納付。一旦納付された司書教諭資格課程料は返金しないので注意すること。）

司書教諭授与申請（大学一括申請）

本学において司書教諭取得に係る必要単位をすべて修得し、4年次（卒業見込年次）終了までに、小学校・中学校・高等学校のいずれかの免許状を取得する見込の者を対象に、4年次（卒業見込年次）後期に司書教諭授与申請（大学一括申請）を受け付ける。なお、この大学一括申請時には、申請手数料（400円）および「修了証書」郵送料が必要となる。

この大学一括申請を行った者は、その次年度に東京学芸大学で、本学在学中に修得した司書教諭資格に係る単位の認定を受けることにより、学校図書館司書教諭講習課程を修了したとみなされ、司書教諭資格の取得が可能である。（学校図書館司書教諭講習規程第3条、第5条）

学校図書館司書教諭講習課程修了者には、文部科学省から「修了証書」が授与される。（同第6条）

2. 司書

「司書」とは

公共図書館の専門職員となるための資格である。

「司書」資格取得の根拠法令等

「図書館法」「図書館法施行規則」

本学での取得方法

上記の根拠法令等に基づいて本学において開設される授業科目の単位を修得し、学士の学位を有することが必要となる。

本学における司書資格取得のための履修方法は次頁以降の表のとおり①「教育人間科学部教育学学科科目を履修する方法」と②「コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学学科科目を履修する方法」の2つがある。教育学科の学生は①の方法で、コミュニティ人間科学科の学生は②の方法で履修すること。

上記2学科以外の学生は、①と②の履修方法のうちどちらか一つを選択すること。履修にあたっては履修順序が適用される科目があるので、履修順序第1段階から計画的に進めること。履修上の問題が生じた場合は、速やかに教職課程課まで相談すること。

なお、図書館法施行規則上同じ科目に設定されている科目のうち、「情報技術論」と「地域情報資源処理法」、「情報サービス論Ⅱ」と「地域情報資源検索法Ⅰ」、「情報サービス論Ⅲ」と「地域情報資源検索法Ⅱ」、「メディア組織法Ⅰ」と「地域情報資源組織論」、「メディア組織法Ⅱ」と「地域情報資源組織法Ⅰ」、「メディア組織法Ⅲ」と「地域情報資源組織法Ⅱ」、「図書館情報学実習B」、「図書館情報学実習A」は、いずれかの学科の科目しか履修することはできない。

司書資格の取得希望申請方法

司書資格の履修を希望する者は、前期履修登録期間内にWebの履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。司書資格申請を行わなければ履修できない科目があるので注意すること。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、司書資格の履修を継続する意志がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消はできない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課窓口にて相談すること。

司書資格課程料

司書資格の取得希望を申請した者は、3年次または4年次のいずれかの年次のうち初めて取得希望申請をした年次の後期分学费納付時に8,000円納付すること。(在学中1回の納付。一旦納付された司書資格課程料は返金しないので注意すること。) なお、4年次(卒業見込み年次)の前期履修登録期間内に司書資格の取得希望申請を行い、①、②いずれかの方法で必要な単位をすべて修得した者には、卒業時に、司書となる資格を取得したことを証明する「司書資格 単位修得証明書」ならびに「司書資格課程修了証書」を交付する。

① 教育人間科学部教育学学科科目を履修する方法（青山キャンパス）

太字科目は必修

図書館法施行規則 に掲げる科目		本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要 単位数
必修科目 (甲群)	生涯学習概論	生涯学習概論 I	教育学学科科目	2	2	26
	図書館概論	図書館情報学概論（注1）	教育学学科科目	2	2	
	図書館制度・経営論	図書館システム経営論	教育学学科科目	2	3	
	図書館情報技術論	情報技術論	教育学学科科目	2	2	
	図書館サービス概論	図書館システムサービス論	教育学学科科目	2	2	
	情報サービス論	情報サービス論 I	教育学学科科目	2	3	
	児童サービス論	児童サービス論	教育学学科科目	2	3	
	情報サービス演習	情報サービス論 II（注1）	教育学学科科目	2	3	
		情報サービス論 III（注1）	教育学学科科目	2	3	
	図書館情報資源概論	情報メディア論 A	教育学学科科目	2	2	
	情報資源組織論	メディア組織法 I	教育学学科科目	2	3	
	情報資源組織演習	メディア組織法 II（注1）	教育学学科科目	2	3	
		メディア組織法 III（注1）	教育学学科科目	2	3	
選択必修科目 (乙群)	図書館基礎特論	①情報メディア論 C	教育学学科科目	2	3	4
	図書館サービス特論	①教育学特論 K	教育学学科科目	2	3	
	図書館情報資源特論	①情報メディア論 B	教育学学科科目	2	3	
	図書・図書館史	①図書館情報文化論	教育学学科科目	2	2	
	図書館施設論	_____	_____	—	—	
	図書館総合演習	①図書館情報学実習 B（注2）	教育学学科科目	2	4	
	図書館実習	①図書館情報学実習 A（注2）	教育学学科科目	2	4	
司書資格取得のための最低必要単位数						30

・①は2科目以上選択必修。

(注1) 「情報サービス論 II」、「情報サービス論 III」、「メディア組織法 II」、「メディア組織法 III」は、「図書館情報学概論」に合格した翌年度以降に履修することができる。

(注2) 「図書館情報学実習 A」、「図書館情報学実習 B」はどちらか1科目のみ履修が可能であり、当該科目のオリエンテーションに出席し、許可を得た者のみが履修できる（選考を実施する場合がある）。当該科目のオリエンテーションは年度初頭行事日程で確認すること。

○履修順序適用科目

第1段階	第2段階
2年次以降履修できる (2年次配置科目)	第1段階の科目に合格した翌年度以降にのみ履修できる (3・4年次配置科目)
図書館情報学概論	情報サービス論 II 情報サービス論 III メディア組織法 II メディア組織法 III

② コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学学科科目を履修する方法（相模原キャンパス）

太字科目は必修

	図書館法施行規則 に掲げる科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要 単位数
必修科目 (甲群)	生涯学習概論	地域学習社会論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	26
	図書館概論	コミュニケーション情報継承施設論（注1）	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
	図書館制度・経営論	地域図書館経営論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	図書館情報技術論	地域情報資源処理法	コミュニケーション人間科学学科科目	2	2	
	図書館サービス概論	地域図書館活動論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	2	
	情報サービス論	コミュニケーション情報資源検索論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	児童サービス論	子ども・若者読書支援論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	2	
	情報サービス演習	地域情報資源検索法Ⅰ（注1）	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
		地域情報資源検索法Ⅱ（注1）	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	図書館情報資源概論	コミュニケーション情報資源概論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	2	
	情報資源組織論	地域情報資源組織論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	情報資源組織演習	地域情報資源組織法Ⅰ（注1）	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
		地域情報資源組織法Ⅱ（注1）	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
選択必修科目 (乙群)	図書館基礎特論	①地域出版・情報流通論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	4
	図書館サービス特論	①地域資料構築論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	2	
	図書館情報資源特論	①コミュニケーション情報資源修復継承論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	図書・図書館史	――――――――――――――――	――――――――――――――	—	—	
	図書館施設論	①コミュニケーション人間科学特論N	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	図書館総合演習	①図書館情報学実習B（注2）	コミュニケーション人間科学学科科目	2	4	
	図書館実習	①図書館情報学実習A（注2）	コミュニケーション人間科学学科科目	2	4	
司書資格取得のための最低必要単位数						30

・①は2科目以上選択必修。

(注1) 「地域情報資源検索法Ⅰ」、「地域情報資源検索法Ⅱ」、「地域情報資源組織法Ⅰ」、「地域情報資源組織法Ⅱ」は、「コミュニケーション情報継承施設論」に合格した翌年度以降に履修することができる。

(注2) 「図書館情報学実習A」、「図書館情報学実習B」はどちらか1科目のみ履修が可能であり、当該科目のオリエンテーションに出席し、許可を得た者のみが履修できる（選考を実施する場合がある）。当該科目のオリエンテーションは年度初頭行事日程で確認すること。

○履修順序適用科目

第1段階	第2段階
1年次以降履修できる (1年次配置科目)	第1段階の科目に合格した翌年度以降にのみ履修できる (3・4年次配置科目)
コミュニケーション情報継承施設論	地域情報資源検索法Ⅰ 地域情報資源検索法Ⅱ 地域情報資源組織法Ⅰ 地域情報資源組織法Ⅱ

3. 社会教育主事

「社会教育主事」とは

地域の社会教育活動に携わる専門職員となるための資格であり、都道府県・市区町村の教育委員会の職員として、地域の公民館や教育関連施設において青少年教育や生涯学習等の社会教育活動に関する指導・助言を行う専門職である。

「社会教育主事」資格取得の根拠法令等

「社会教育法」「社会教育主事講習等規程」

本学での取得方法

上記の根拠法令等に基づいて本学において開設される授業科目の単位を修得し、卒業後に地方公務員採用試験に合格したうえで、教育委員会等で1年以上にわたって社会教育主事補として経験を積むことなどにより、都道府県・市区町村教育委員会から、社会教育主事として任用される資格を得ることができる。

本学における社会教育主事資格取得のための履修方法は次頁以降の表のとおり①「教育人間科学部教育学科学科科目を中心に履修する方法」と②「コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科学科科目を履修する方法」の2つがある。教育学科の学生は①の方法で、コミュニティ人間科学科の学生は②の方法で履修すること。上記2学科以外の学生は、①と②の履修方法のうちどちらか一つを選択すること。履修にあたっては履修順序が適用される科目があるので、履修順序第1段階から計画的に進めること。履修上の問題が生じた場合は、速やかに教職課程課まで相談すること。

「社会教育実践研究」(教育学科学科科目)と「社会教育課題研究Ⅰ」(コミュニティ人間科学科学科科目)は、いずれかの科目しか履修することはできない。また、「社会教育実習」は、いずれかの学科の科目しか履修することはできないため注意すること。

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令が施行され、2020年度（令和2年度）入学生より、次頁以降の表に記載のとおり、必要単位をすべて修得することで「社会教育士（養成課程）」と称することができる。

社会教育主事資格の取得希望申請方法

社会教育主事資格の履修を希望する者は、前期履修登録期間内にWebの履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。社会教育主事資格申請を行わなければ履修できない科目があるので注意すること。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、社会教育主事資格の履修を継続する意志がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消はできない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課窓口にて相談すること。

社会教育主事資格課程料

社会教育主事資格の取得希望を申請した者は、3年次または4年次のいずれかの年次のうち初めて取得希望申請をした年次の後期分学費納付時に8,000円納付すること。（在学中1回の納付。一旦納付された社会教育主事資格課程料は返金しないので注意すること。）なお、4年次（卒業見込み年次）の前期履修登録期間内に社会教育主事資格の取得希望申請を行った者には、卒業時に、社会教育主事資格に必要な単位をすべて取得したことを証明する「社会教育主事資格 単位修得証明書」を交付する。

① 教育人間科学部教育学学科科目を中心に履修する方法（青山キャンパス）

太字科目は必修

社会教育主事講習等規程に掲げる科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
生涯学習概論	生涯学習概論Ⅰ	教育学学科科目	2	2	4
	生涯学習概論Ⅱ	教育学学科科目	2	2	
生涯学習支援論	生涯学習支援論Ⅰ	教育学学科科目	2	2	4
	生涯学習支援論Ⅱ	教育学学科科目	2	2	
社会教育経営論	社会教育経営論Ⅰ	教育学学科科目	2	2	4
	社会教育経営論Ⅱ	教育学学科科目	2	2	
社会教育特講	高齢化社会と教育	教育学学科科目	2	3	8
	青年期と教育	教育学学科科目	2	3	
	ジェンダーと教育	教育学学科科目	2	3	
	家庭教育（注1）	教育学学科科目	2	2	
	青年文化論	教育学学科科目	2	2	
	図書館情報学概論	教育学学科科目	2	2	
	博物館概論	史学学科科目	2	2・3のみ	
	ミュージアム概論	総合文化政策学学科科目	2	2	
	視聴覚教育メディア論	教育学学科科目	2	3	
	ボランティア教育論	教育学学科科目	2	3	
	キャリア教育A（注1）	教育学学科科目	2	2	
	キャリア教育B	教育学学科科目	2	3	
	スポーツ・レクリエーション論	教育学学科科目	2	3	
	出版ジャーナリズムⅠ	文学部共通科目	2	2	
	出版ジャーナリズムⅡ	文学部共通科目	2	2	
	教育原理A	教職課程科目	2	1	
	教育原理B	教職課程科目	2	1	
	教育学概説（注2）	教育学学科科目	2	1	
	教育思想概説（注2）	教育学学科科目	2	1	
	教育制度概説（注2）	教育学学科科目	2	1	
社会教育実習	宗教教育学（注1）	教育学学科科目	2	2	1
	比較教育学	教育学学科科目	2	3	
	異文化理解教育	教育学学科科目	2	3	
	高等教育論A	教育学学科科目	2	2	
	高等教育論B	教育学学科科目	2	3	
	学校経営と学校図書館	教育学学科科目	2	2	
	社会教育実習（注3）	教育学学科科目	2	3	
	社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目	社会教育実践研究（注3）	教育学学科科目	2	3
社会教育主事資格取得のための最低必要単位数					24

(注1) 教育人間科学部以外の学生は履修できない。

(注2) 教育人間科学部教育学科以外の学生は履修できない。

(注3) 「社会教育実習」の2単位のうち1単位は「社会教育実習」の区分に、もう1単位は「社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目」の区分に含まれる。

② コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学学科科目を履修する方法（相模原キャンパス）

太字科目は必修

社会教育主事講習等規程に掲げる科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
生涯学習概論	地域学習社会論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	4
	地域生涯学習推進論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
生涯学習支援論	コミュニケーション活動支援論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	4
	①子ども活動支援原論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
	①青少年活動支援原論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
	①女性活動支援原論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
社会教育経営論	地域行政原論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	4
	NPO組織論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
社会教育特講	子どもの発達と健康	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	8
	青少年活動支援団体論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	2	
	青少年スポーツ活動論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	女性教育制度論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
	女性の心理学的理解	コミュニケーション人間科学学科科目	2	2	
	PTA活動論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	地域社会教育計画論Ⅰ	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
	地域社会教育計画論Ⅱ	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
	高齢者の心理学的理解	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	ボランティア活動論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
	コミュニケーション情報継承施設論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
	コミュニケーション文化継承施設論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
	コミュニケーション創生計画論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
	地域教育文化制度論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1	
社会教育実習	地域実習 A2 他9科目(注1)	コミュニケーション人間科学学科科目	1	3	1
	社会教育実習(注2)	コミュニケーション人間科学学科科目	1	3	
社会教育演習、 社会教育実習、 社会教育課題研究 のうち一以上の科目	社会教育課題研究Ⅰ(注3)	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	4
	社会教育課題研究Ⅱ(注3)	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3	
社会教育主事資格取得のための最低必要単位数					25

・①は1科目以上選択必修。

(注1) 「地域実習A2」「地域実習B2」「地域実習C2」「地域実習D2」「地域実習E2」「地域実習F2」「地域実習G2」「地域実習H2」「地域実習J2」「地域実習K2」は、コミュニケーション人間科学部以外の学生は履修できない。

(注2) 上記②の方法で履修するコミュニケーション人間科学部以外の学生は、履修すること。

(注3) 「社会教育課題研究Ⅰ」に合格した場合のみ、「社会教育課題研究Ⅱ」を履修することができる。

○履修順序適用科目

第1段階	第2段階
3年次以降履修できる	第1段階に合格した場合のみ履修できる
(3・4年次配置科目)	(3・4年次配置科目)
社会教育課題研究Ⅰ	社会教育課題研究Ⅱ

4. 学芸員

「学芸員」とは

博物館や美術館等の専門職員となるための資格であり、博物館・美術館・水族館・動物園・植物園等において、資料の収集、保管、展示及び調査研究等を行う専門職である。

「学芸員」資格取得の根拠法令等

「博物館法」「博物館法施行規則」

本学での取得方法

上記の根拠法令等に基づいて本学において開設される授業科目の単位を修得し、学士の学位を有することが必要となる。

本学における学芸員資格取得のための履修方法は、次頁以降の表のとおり①「文学部史学学科科目を中心へ履修する方法」と②「総合文化政策学部総合文化政策学学科科目を中心に履修する方法」と③「コミュニケーション人間科学部コミュニケーション人間科学学科科目を履修する方法」の3つがある。史学科の学生および比較芸術学科の学生は①の方法で、総合文化政策学科の学生は②の方法で、コミュニケーション人間科学科の学生は③の方法で履修すること。

なお、上記4学科以外の学生は、①～③の履修方法のうちいずれか一つを選択すること。履修にあたっては履修順序が適用される科目があるので、履修順序第1段階から計画的に進めること。履修上の問題が生じた場合は、速やかに教職課程課まで相談すること。

博物館法施行規則上同じ科目に設定されている科目については、いずれかの学科の科目しか履修することはできない。ただし、「生涯学習概論Ⅰ」と「地域学習社会論」はこの限りではない。

例) 「博物館概論」(史学学科科目)と「ミュージアム概論」(総合文化政策学学科科目)と「コミュニケーション文化継承施設論」(コミュニケーション人間科学学科科目)は博物館施行規則上同じ「博物館概論」に配置されている科目であるため、いずれか1科目しか履修することができない。

学芸員資格の取得希望申請方法

学芸員資格の履修を希望する者は、前期履修登録期間内にWebの履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。学芸員資格申請を行わなければ履修できない科目があるので注意すること。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、学芸員資格の履修を継続する意志がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消はできない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課窓口にて相談すること。

学芸員資格課程料

学芸員資格の取得希望を申請した者は、3年次または4年次のいずれかの年次のうち初めて取得希望申請をした年次の後期分学費納付時に8,000円を納付すること。(在学中1回の納付。一旦納付された学芸員資格課程料は返金しないので注意すること。) なお、4年次(卒業見込年次)の前期履修登録期間内に学芸員資格の取得希望申請を行い、①～③いずれかの方法で必要な単位をすべて修得した者には、卒業時に、学芸員となる資格を取得したことを証明する「学芸員資格 単位修得証明書」ならびに「学芸員資格課程修了証書」を交付する。

① 文学部史学学科科目を中心に履修する方法（青山キャンパス）

太字科目は必修

博物館法施行規則に掲げる科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
必修科目	生涯学習概論	生涯学習概論Ⅰ	教育学学科科目	2	2
	博物館概論	博物館概論（注1）	史学学科科目	2	2・3のみ
	博物館経営論	博物館経営論（注1）	史学学科科目	2	2・3のみ
	博物館資料論	博物館資料論（注1）	史学学科科目	2	2・3のみ
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	史学学科科目	2	2
	博物館展示論	博物館展示論	史学学科科目	2	2
	博物館教育論	博物館教育論	史学学科科目	2	2
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	史学学科科目	2	2
	博物館実習	博物館実習Ⅰ（注1）	史学学科科目	2	3のみ
			比較芸術学学科科目	2	
		博物館実習Ⅱ（注1）	史学学科科目	2	4のみ
			比較芸術学学科科目	2	
学芸員資格取得のための最低必要単位数					20

(注1) 「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館実習Ⅰ」、「博物館実習Ⅱ」について

- 「博物館実習Ⅰ」の履修については、2年次での予備登録が必要である。なお、受講者を制限する必要が生じた場合は、予備登録後に選抜試験を実施する。
- 「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館実習Ⅰ」は館務実習を行う博物館等によって、「4年次に行う博物館館務実習の前に履修しておくこと」を要求されることが多い基本的な科目であるため、これらの科目を修得済みの者が「博物館実習Ⅱ」を履修することができる。但し、「博物館実習Ⅰ」は、3年次のみ履修できる。
- 「博物館実習Ⅱ」は、「博物館実習Ⅰ」の授業の継続、および本学より依頼した博物館等における館務実習、本学において行う巡見旅行等への参加、または都内近郊所在の美術館・博物館等の見学会への参加。
- 実習の詳細は学年はじめに受講者に指示する。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階
2・3年次のみ履修できる (2年次配置科目)	3年次のみ履修できる (3年次配置科目)	第1段階に合格した場合のみ履修できる (4年次配置科目)
博物館概論 博物館経営論 博物館資料論	博物館実習Ⅰ	博物館実習Ⅱ

② 総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目を中心に履修する方法（青山キャンパス）

太字科目は必修

博物館法施行規則に掲げる科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
必修科目	生涯学習概論	生涯学習概論Ⅰ	教育学科学科科目	2	2
	博物館概論	ミュージアム概論（注1）	総合文化政策学科学科科目	2	2・3のみ（注2）
	博物館経営論	ミュージアム経営論（注1）	総合文化政策学科学科科目	2	2・3のみ（注2）
	博物館資料論	ミュージアム資料論（注1）	総合文化政策学科学科科目	2	2・3のみ（注2）
	博物館資料保存論	ミュージアム資料保存論	総合文化政策学科学科科目	2	2
	博物館展示論	ミュージアム展示論	総合文化政策学科学科科目	2	2
	博物館教育論	ミュージアム教育論	総合文化政策学科学科科目	2	2
	博物館情報・メディア論	ミュージアム情報・メディア論	総合文化政策学科学科科目	2	2
	博物館実習	ミュージアム実習Ⅰ（注1）	総合文化政策学科学科科目	2	3のみ
		ミュージアム実習Ⅱ（注1）	総合文化政策学科学科科目	2	4のみ
学芸員資格取得のための最低必要単位数					20

(注1) 「ミュージアム概論」、「ミュージアム経営論」、「ミュージアム資料論」、「ミュージアム実習Ⅰ」、「ミュージアム実習Ⅱ」について

- ・「ミュージアム実習Ⅰ」の履修については、2年次での予備登録が必要である。なお、受講者を制限する必要が生じた場合は、予備登録後に選抜試験を実施する。
- ・「ミュージアム概論」、「ミュージアム経営論」、「ミュージアム資料論」、「ミュージアム実習Ⅰ」は館務実習を行う博物館等によって、「4年次に行う博物館館務実習の前に履修しておくこと」を要求されることが多い基本的な科目であるため、これらの科目を修得済みの者が「ミュージアム実習Ⅱ」を履修することができる。但し、「ミュージアム実習Ⅰ」は、3年次のみ履修できる。
- ・「ミュージアム実習Ⅱ」は、「ミュージアム実習Ⅰ」の授業の継続、および本学より依頼した博物館等における館務実習、または都内近郊所在の美術館・博物館等の見学会への参加。
- ・実習の詳細は学年はじめに受講者に指示する。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階
2・3年次のみ履修できる（注2）	3年次のみ履修できる	第1段階に合格した場合のみ履修できる
（2年次配置科目）	（3年次配置科目）	（4年次配置科目）
ミュージアム概論 ミュージアム経営論 ミュージアム資料論	ミュージアム実習Ⅰ	ミュージアム実習Ⅱ

(注2) 総合文化政策学科の学生は、自学科の専門科目として「ミュージアム概論」、「ミュージアム経営論」、「ミュージアム資料論」を4年次で履修することができるが、第1段階の科目に合格しないと第2段階の「ミュージアム実習Ⅱ」は履修できないので、履修順序に注意すること。

③ コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学学科科目を履修する方法（相模原キャンパス）

太字科目は必修

博物館法施行規則に掲げる科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
必修科目	生涯学習概論	地域学習社会論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1
	博物館概論	コミュニケーション文化継承施設論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	1
	博物館経営論	地域博物館経営論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3
	博物館資料論	コミュニケーション文化資源概論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	2
	博物館資料保存論	コミュニケーション文化資源保存論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3
	博物館展示論	博物館展示論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3
	博物館教育論	博物館教育論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3
	博物館情報・メディア論	コミュニケーション文化資源活用論	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3
	博物館実習	博物館実習Ⅰ（注1）	コミュニケーション人間科学学科科目	2	3
		博物館実習Ⅱ（注1）	コミュニケーション人間科学学科科目	1	4
学芸員資格取得のための最低必要単位数					19

(注1) 「博物館実習Ⅰ」「博物館実習Ⅱ」について

- ・「博物館実習Ⅰ」の履修については2年次での予備登録が必要である。なお、受講者を制限する必要が生じた場合は、予備登録後に選抜試験を実施する。
- ・「博物館実習Ⅰ」に合格した場合のみ、「博物館実習Ⅱ」を履修することができる。
- ・「博物館実習Ⅱ」は「博物館実習Ⅰ」の授業の継続、および本学より依頼した博物館等における館務実習、または都内近郊所在の美術館・博物館等への見学会への参加。
- ・実習の詳細は学年はじめに受講者に指示する。

○履修順序適用科目

第1段階	第2段階
	第1段階に合格した場合のみ履修できる
(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
博物館実習Ⅰ	博物館実習Ⅱ

IX 本学で教職課程・資格課程を学ぶ諸君に あらためて期待すること

IX 本学で教職課程・資格課程を学ぶ諸君にあらためて期待すること

本学で教職課程（学校における教育活動に示範的・指導的に従事する専門職の養成課程）あるいは資格課程（生涯学習社会の熟成と運営に寄与する支援的専門職の育成課程）を履修しようとしているみなさんは、以下の4点を考えて履修する決断がついたら、その意思を大切にして、人事を尽くされることを期待します。

第一は、これから教員と専門職人に特に求められる専門性と健康で強靭な心身を身に付けられるか。
現実の困難な状況に向き合い、かつ子どもたちに開かれ、そして真に探究的かつ実践的な人間存在としての生を歩みたいと思えますか。

第二は、主体的に人間性を高め、自己研鑽を重ねることができるか。

あなたは、大学においても教師や専門職人となった後においても、人間性を高めることと自己研鑽を重ねることができますか。資格の取得が目的となったり、教師や専門職に就くことが目的となったりしている場合、そして、これは皆さんにとって意外かも知れませんが即戦力の能力を高めることに囚われてしまった場合に、現場で成長し続けるという、もっとも大切なことが困難となります。これらを避けるためには、大学時代に人間性を高めること、自己研鑽力を高めることを学んで下さい。物事を決め付ける傾向のある人、権威主義的な人、マニュアルに頼る人、他者をリスペクトできない人は、大学時代こそそうした自分に向かい合って下さい。

第三は、教職課程ならびに資格課程の履修を、学士課程（4年制大学の卒業に係る課程）の履修と両立させて進めるこの困難さを乗り越えられるか。あるいは両立させることで相乗効果を得られるか。

大学としては、本書IとIIに記した体制と教職課程オリエンテーションで口頭説明した方針を前提として教職課程を運営します。主体的な履修者を積極的に支援しますが、手取り足取りの面倒見はしません。

教員免許状や諸資格の取得は保証されていません。履修はあくまでみなさんの自主的な判断と実行力を基盤とするものであり、私たちはみなさんの主体性と実行力を支援する立場にあります。

第四は、青山学院大学での大学生活を意義のあるものに出来るか。大学生活の意義を教員や専門職人としての肥やしにできるか。

みなさんが大学入学で確保した4年間は、真に自分のために学ぶことのできる時間です。教員免許状や諸資格をとるために4年間を使うのは本末転倒です。青山学院大学ならではの生活や学びを主旋律とし、教師や専門職人になる学びを副旋律として織り込んで下さい。みなさんの将来は教師や専門職人である前に人間です。人間である前に教師や専門職人になってはいけません。せっかくの青山学院大学での生活をめいっぱい大事にしてください。

教員免許状の一例（東京都・中学校教諭1種免許状・社会）

中学校教諭1種免許状

本籍地

氏名

平成 年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭1種免許状を授与する。

記

社会

令和 年 月 日

東京都教育委員会

印

令 中 第 号

根拠規定 免許法別表第一

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等
青山学院大学教育人間科学部教育学科

十二選以上教諭の分野を
卒業又は修了の年月日

令和 年 月 日

修得単位 教科に関する科目
教諭に関する科目
教科又は教諭に関する科目
教育職員免許法施行規則第百六十六条の六に定める科目

二〇単位以上
三三単位以上
八八単位以上
八八単位以上

資格認定期試験
筆記試験 *
実験実施機関 *

合格年月日 *

有効期間の満了の日 令和 年 月 日

備考

*

教員免許状の一例（神奈川県・中学校教諭1種免許状・数学）

中学校教諭一種免許状

本籍地
氏名
平成 年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭一種免許状を授与する。

記
数学

令和 年 月 日 神奈川県教育委員会 印
令 中一種第 号
規則規定 免許法第1

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等
青山学院大学理学部数理サイエンス学科

十二単位以上修得の分野名
又は修了の年月日 令和 年 月 日

修得単位 教科に関する科目
數理に関する科目
教科又は教職に関する科目
教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目

二〇単位以上
八三単位以上
八単位以上

資格認定試験
監督署名 * 令和 年 月 日 *

有効期間の満了の日 令和 年 月 日

備考

教育委員会および私学協会問い合わせ先

全国都道府県教育委員会

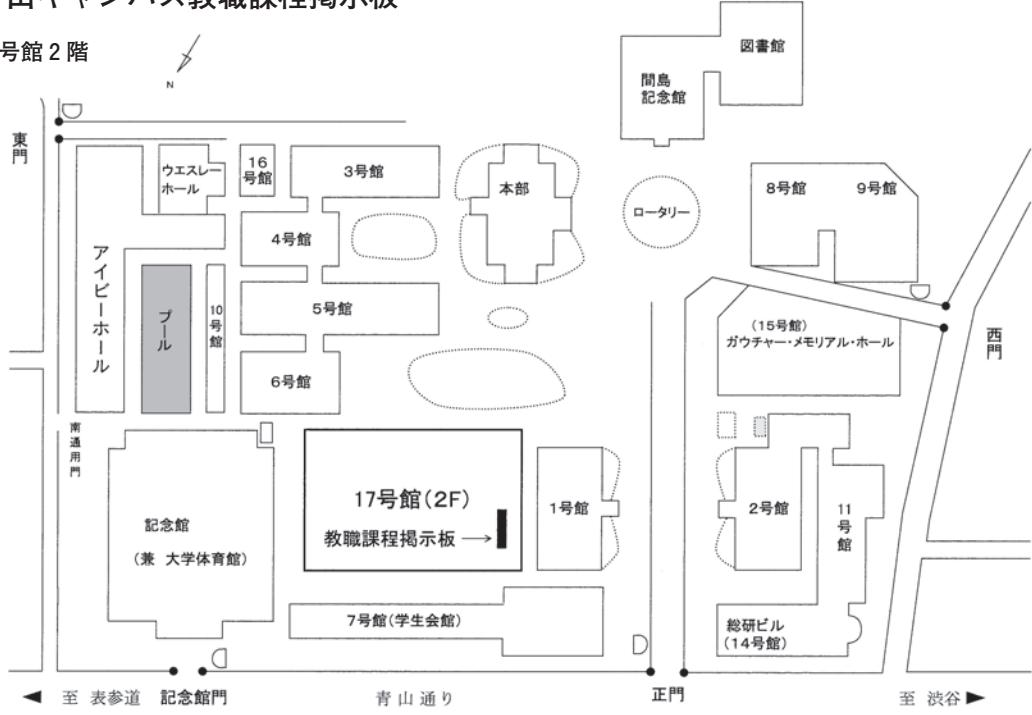
全国都道府県教育委員会連合会ホームページ (<http://www.kyoi-ren.gr.jp/link/index.html>) より、各都道府県教育委員会の連絡先等を確認することができます。

都道府県私学協会

日本私立中学高等学校連合会ホームページ (<https://www.chukoren.jp/link/index.html>) より、各都道府県私学協会の連絡先等を確認することができます。

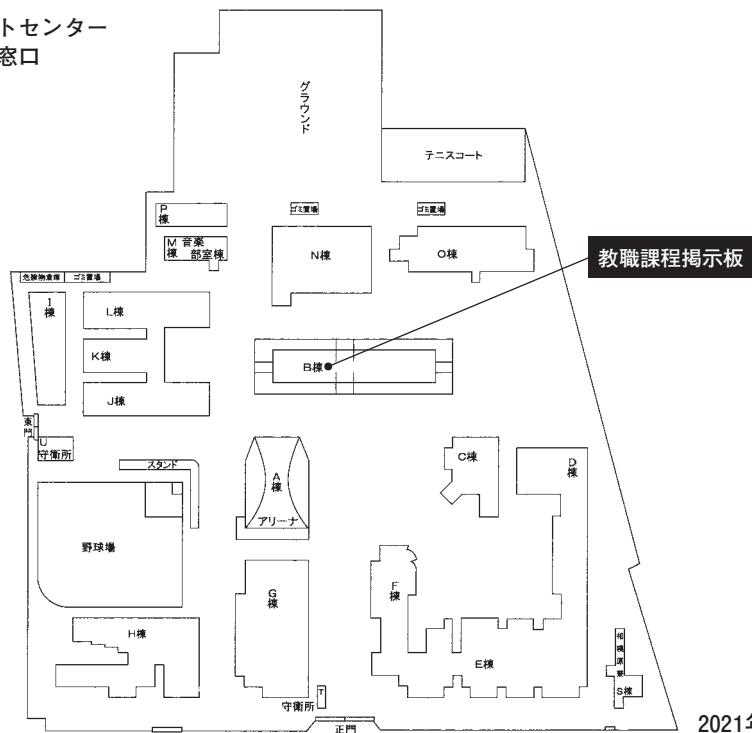
青山キャンパス教職課程揭示板

17号館 2階



相模原キャンパス教職課程揭示板

B棟 1階スチューデントセンター
学務課内教職課程担当窓口



2021年4月現在

学校法人青山学院の園児・児童・生徒・学生、保護者・保証人の方々にかかる個人情報の取扱い

1. 学校法人青山学院（以下「本法人」といいます。）の園児・児童・生徒・学生等（以下「生徒等」といいます。）の主な個人情報は、次のとおりです。
 - ① 生徒等本人の氏名・住所・電話番号・生年月日・出身校等
 - ② 保護者または保証人（以下「保護者等」といいます。）の氏名・住所・電話番号（自宅および緊急連絡先）・職業・本人との続柄・学費振替口座等
 - ③ 生徒等の学籍・成績・健康診断・在学中の活動履歴情報等
2. 上記1. の情報は、「学校法人青山学院個人情報保護に関する規則」に基づき、本法人が設置する学校（以下「設置学校」といいます。）及び設置学校の部局等において、生徒等の在籍管理、教育、生徒指導・支援等の業務ならびに当該業務に付随する生徒等・保護者等への連絡・通知など、教育に必要な範囲でのみ利用いたします。なお、利用する具体的な業務は次のとおりです。
 - ① 入学時の学籍作成
 - ② 学籍および教務管理
 - ③ 課外活動、福利厚生、経済援助等、学生生活全般の支援
 - ④ 進路・就職活動の支援
 - ⑤ 学費の収納管理
 - ⑥ 学内施設設備利用管理
 - ⑦ 寄付金等の募集案内
 - ⑧ 生徒等および保護者等への事務連絡通知
 - ⑨ その他各設置学校独自の利用目的なお、本法人が入手した個人情報の一部は、各設置学校の後援会と共同で利用いたします。詳細については、別途お知らせいたします。
3. 上記2. の業務を行う際には、本法人が入手した個人情報の漏洩、流出、不正使用等が生じないよう必要な措置を講じます。また、個人情報を取り扱う業務を学外に委託するときは、委託先業者との間で契約を交わし、委託先に必要かつ適切な管理を義務付けます。
4. 各設置学校卒業者の個人情報は、青山学院校友会に対し、当該組織の活動に必要な範囲で提供します。また、青山学院が100%出資しております株式会社アイビー・シー・エス（株式会社青学サービスより名称変更）に、各種ご案内発送等のため必要な情報を提供することがあります。
5. 本法人は、上記2～4のほかには、特にご承諾いただいた場合を除いて個人情報を利用しましたは第三者に提供しません。
ただし、「個人情報の保護に関する法律」により第三者提供が認められている場合は、この限りではありません。
6. 青山学院大学および青山学院女子短期大学は学生への教育・指導をより適切に行うために、保証人の皆様にご理解とご協力をお願いしております。したがって、教育的配慮の必要性から保証人に対して学業成績等の開示や修業、履修状況等について相談を行っています。特別な事情により保証人に学業成績等の開示等をすることに不都合がある場合は、大学においては、学務部教務課（青山キャンパス）または相模原事務部学務課（相模原キャンパス）に、女子短期大学においては、事務部教務課にご連絡ください。
※青山学院における個人情報保護への取り組みについては青山学院ホームページ

<https://www.aoyamagakuin.jp/practice/compliance/privacypolicy/> を参照ください。

青山学院教育方針

青山学院の教育は
キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、
神の前に真実に生き
真理を謙虚に追求し
愛と奉仕の精神をもって
すべての人と社会とに対する責任を
進んで果たす人間の形成を目的とする。

THE EDUCATIONAL POLICY OF AOYAMA GAKUIN

Aoyama Gakuin has as its aim
education based upon the Christian faith
and as its purpose the building up of persons
who live in sincerity before God,
who seek for truth with humility,
and who actively take responsibility for all people
and for society in a spirit of love and service.

青山学院大学の理念

青山学院大学は、「青山学院教育方針」に立脚した、
神と人とに仕え社会に貢献する
「地の塩、世の光」としての教育研究共同体である。
本学は、地球規模の視野にもとづく正しい認識をもって
自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する。
それは、人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究を通してなされる。
本学のすべての教員、職員、学生は、
相互の人格を尊重し、建学以来の伝統を重んじつつ、
おののの立場において、時代の要請に応えうる大学の創出に努める。

○教職課程掲示板

青山キャンパス……………17号館 2 F

相模原キャンパス……………B棟 1 F

○教職課程関係問合せ先

学務部教職課程課……………青山キャンパス17号館 2 F

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

TEL 03-3409-9634

学務課教職課程担当……………相模原キャンパス B棟 1 F

〒252-5258 神奈川県相模原市中央区淵野辺5-10-1

TEL 042-759-6032